



第2期 甲良町 地域福祉計画

しあわせ 丸ごと支えあい
いつまでも笑顔で暮らせる 甲良町

令和5（2023）年3月
甲良町

ごあいさつ

我が国は、世界有数の経済先進国、健康長寿国となり、成熟している一方で、少子高齢化がますます進展し、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化等に加え、社会経済情勢が目まぐるしく変化しています。こうした中、これまで推進してきた福祉の分野ごとの枠組みでは支援が困難な^{ハチマルコゝーマル}8050世帯、介護と育児のダブルケアを担っている世帯、ごみ屋敷、ヤングケアラーといった新たな地域福祉の課題への対応がせまられています。

また、新型コロナウイルス感染症は、人々の日常生活や、地域における様々な活動に影響を及ぼし、地域のつながりの希薄化の進展に拍車をかけました。

このように社会全体が急速に変化していく中で、本町におきましても、これまでの分野ごとの福祉の推進を継続していくことに加えて、複雑的、複合的な課題を抱えている世帯への支援体制を構築していく必要があり、課題解決のための方向性を定める必要があります。

そのため、このたび、甲良町地域福祉計画を見直し、「第2期甲良町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画を着実に実行し、本計画の基本理念である「しあわせ 丸ごと支えあい いつまでも笑顔で暮らせる 甲良町」を実現していくためには、町行政はもちろん、社会福祉協議会と力を合わせて積極的に取り組んでいくことに加え、住民の皆様、地域、団体との連携・協力が必要不可欠になります。より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、甲良町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、各関係機関の皆様、アンケート調査やパブリック・コメントにご協力いただきました多くの住民や関係団体、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

甲良町長 野瀬喜久男

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉とは	2
3	計画の位置付け	3
4	計画期間	5
5	策定体制	6
第 2 章	地域の現状と課題	7
1	人口等の状況	7
2	各種調査結果	10
3	地域の福祉資源等	26
4	地域福祉推進に向けた課題	31
第 3 章	計画の基本的な考え方	34
1	基本理念	34
2	基本目標	34
3	SDGs との関連性	35
4	施策体系	37
第 4 章	施策の方向性	38
	基本目標 1 支えあう“担い手”の育成	38
	基本目標 2 “つながり”の拡大と深化	42
	基本目標 3 活動を支える“福祉基盤”の充実	46
第 5 章	計画の推進	53
1	計画の評価・検証	53
2	地域福祉活動計画との連携	53
資料編		54
1	策定経過	54
2	甲良町地域福祉計画策定委員会設置要綱	55
3	策定委員名簿	57
4	用語解説	58



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の課題が重なるケースなど、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな課題が多く発生しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安が高まっています。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に基づく、「社会福祉法」（平成30年4月施行）の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。このため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。また、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討が進められました。

その中で、市町村では、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

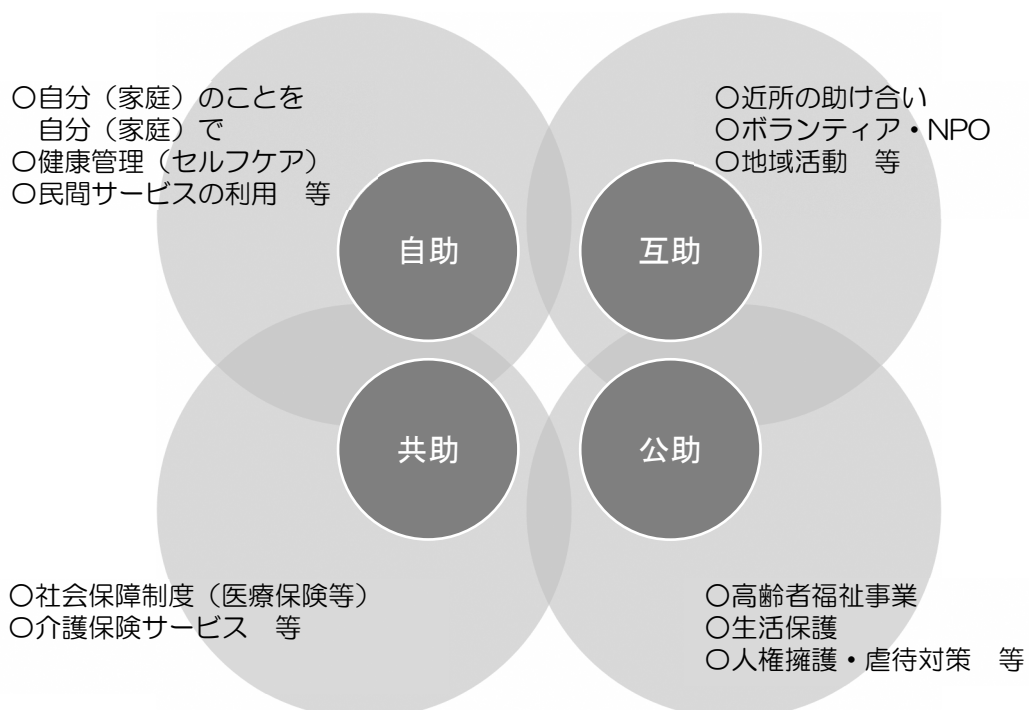
さらに、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。

甲良町（以下、「本町」という。）では、すべての住民が互いに支えあい、誰もが笑顔で暮らせるまちをめざし、平成30年3月に「甲良町地域福祉計画」を策定し、地域の住民をはじめ、13の集落、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人等の多様な主体と行政とが連携し、地域における生活課題を解決するしくみづくりや取組を進めてきました。このたび、平成30年3月に策定した「甲良町地域福祉計画」が令和4年度に終了することから、社会状況や制度の変化に対応するため、新たに「第2期甲良町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。



3 計画の位置付け

(1) 法令上の位置付け

地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づき、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について市町村が定める計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」を包含しています。

（社会福祉法 第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（再犯の防止等の推進に関する法律 第8条）

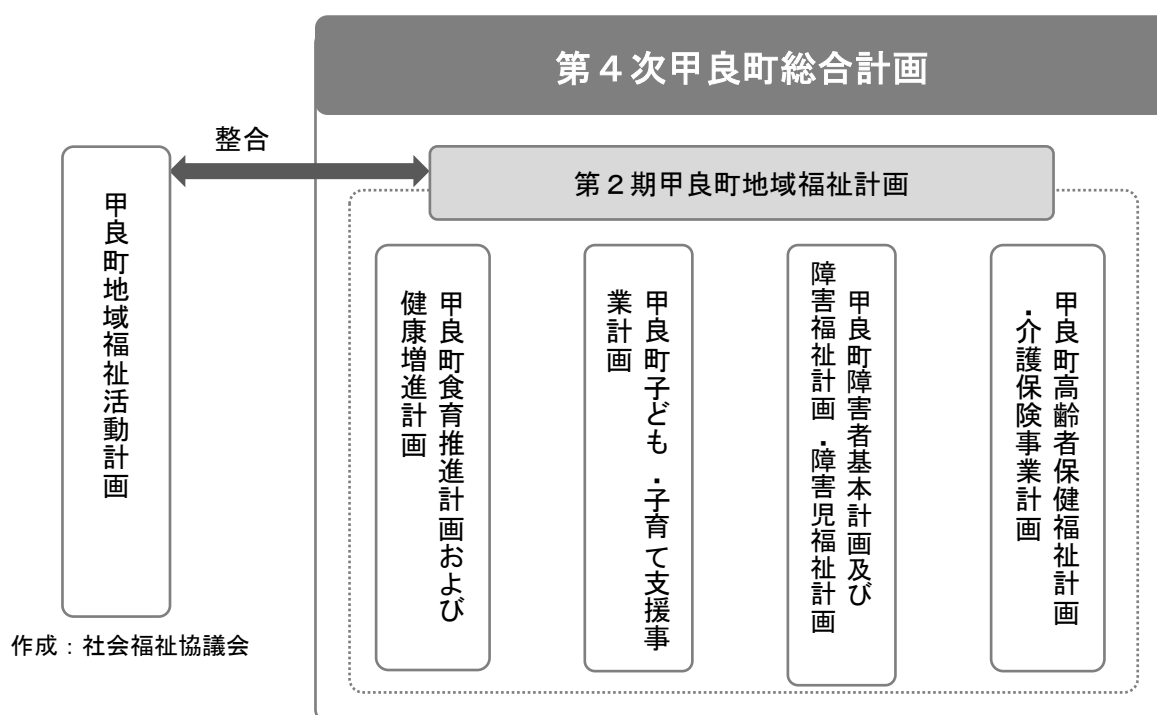
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「甲良町総合計画」をまちづくりの最上位計画として、「甲良町地域福祉活動計画」との整合を保ちながら策定しています。

本町における地域福祉計画は、福祉の計画である一方、まちづくりや教育・生涯学習といった従来の福祉の枠組みを超えた内容を扱う計画であり、福祉の個別法廷計画を横断的な視点から補完するとともに、総合計画をはじめ関連する様々な計画等を踏まえ、多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たす計画として位置づけます。



4 計画期間

本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年とします。計画期間内において、取組の進捗・評価について、適宜検証を行います。

ただし、国の福祉制度などの変更や、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の期間

令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)
	第2期甲良町地域福祉計画				
甲良町第2次食育推進計画 および健康増進計画					
第2期甲良町子ども・子育て支援事業計画					
第3次甲良町障害者基本計画 及び第6期甲良町障害福祉計画・ 第2期甲良町障害児福祉計画					
甲良町高齢者保健福祉計画 ・第8期介護保険事業計画					



5 策定体制

(1) 甲良町地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するために、計画内容を審議する策定委員会を設置し、本町における現状や計画、方針等について議論・検討を行い、計画内容についての意見をいただきました。

(2) 住民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、住民の生活実態や健康状態、地域福祉施策に対する考え方や推進の課題等の把握を行い、地域福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、住民や地域福祉関係団体を対象に、アンケート調査を実施しました。

■住民アンケート調査

調査対象	甲良町在住の 18 歳以上 1,000 人を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 4 年 1 月 5 日から令和 4 年 1 月 28 日
回収結果	有効回答数：371 件 有効回答率：37.1%

■団体アンケート調査

調査対象	甲良町内の地域福祉関係団体 55 団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 4 月 15 日
回収結果	有効回答数：31 件 有効回答率：56.4%

(3) 計画の検証

計画の各施策・事業等について、庁内の担当課を通じて福祉関連施策・事業の確認、取りまとめを行い、計画に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

アンケート等の結果や甲良町地域福祉計画策定委員会による議論・検討により策定した計画案について、広く住民から本計画（素案）に対する意見を求めるため、令和 5 年 2 月 8 日（水）から 2 月 21 日（火）まで、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

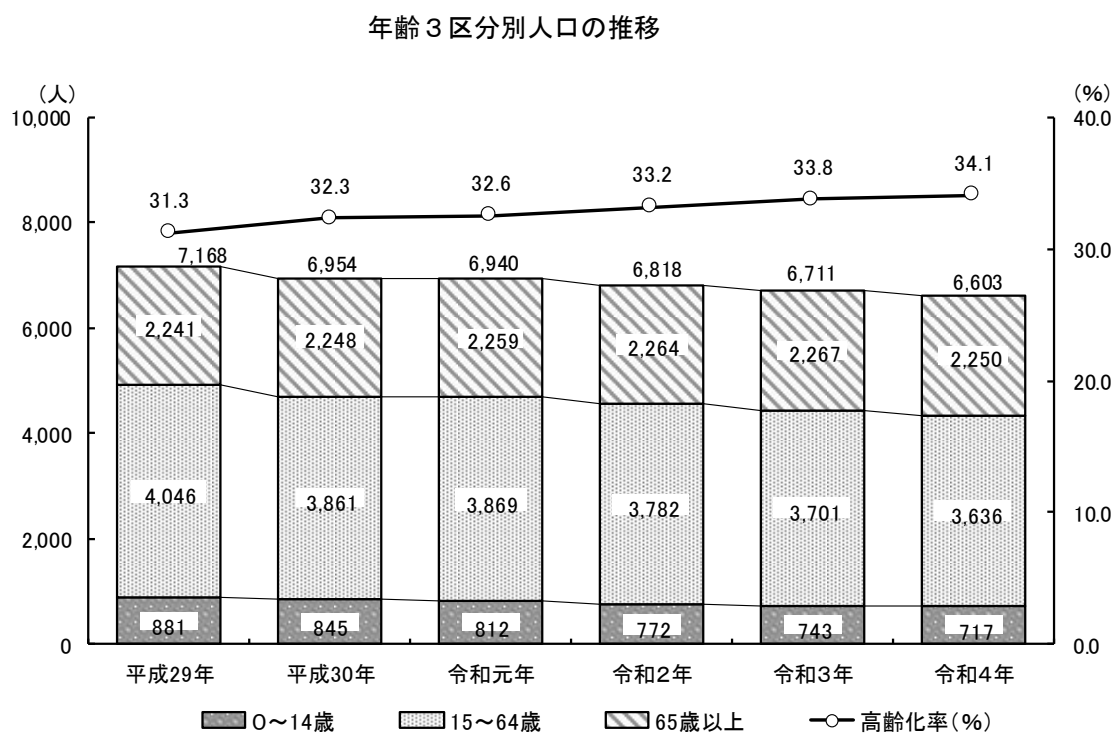


地域の現状と課題

1 人口等の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和4年では6,603人となっています。0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少する一方で、65歳以上（高齢者人口）は概ね横ばいであり、相対的に高齢化率が増加傾向にあり、令和4年では34.1%に達しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 介護度別認定者数・第一号被保険者数の推移

介護度別認定者数・第一号被保険者数の推移をみると、平成29年以降認定者数は増加傾向にあり、特に要支援2が増加しています。一方、第一号被保険者数は微増傾向であったのが、令和4年では減少に転じ2,260人となり、認定者率が増加しています。

介護度別認定者数・第一号被保険者数の推移

単位：人

	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
認定者数	441	421	440	444	443	455
要支援 1	23	8	12	19	13	17
要支援 2	33	28	31	25	39	48
要介護 1	103	100	100	110	116	115
要介護 2	93	99	93	95	89	88
要介護 3	97	92	101	98	101	101
要介護 4	53	61	72	71	63	57
要介護 5	39	33	31	26	22	29
第一号被保険者数	2, 260	2, 263	2, 271	2, 276	2, 278	2, 260
65 歳以上 75 歳未満	1, 111	1, 109	1, 103	1, 099	1, 103	1, 068
75 歳以上	1, 149	1, 154	1, 168	1, 177	1, 175	1, 192
認定者率 (%)	19. 51%	18. 60%	19. 37%	19. 51%	19. 45%	20. 13%

資料：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

(3) 要保護・準要保護児童・生徒数の推移

要保護・準要保護児童・生徒数の推移をみると、平成28年度以降減少傾向にあります。また、就学援助率は2.3ポイント下がり、令和3年度で13.6%となっています。

要保護・準要保護児童・生徒数の推移

単位：人

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
要保護・準要保 護児童生徒合計	児童生徒数	95	89	91	85	79	68
	就学援助率	15. 9%	16. 0%	16. 6%	16. 4%	15. 8%	13. 6%
要保護児童 生徒	児童生徒数	6	7	6	5	4	4
	就学援助率	1. 0%	1. 3%	1. 1%	1. 0%	0. 8%	0. 8%
準要保護 児童生徒	児童生徒数	89	82	85	80	75	64
	就学援助率	14. 9%	14. 7%	15. 5%	15. 4%	15. 0%	12. 8%
公立小中学校児童生徒数		599	557	549	518	499	501

資料：教育委員会（各年度末現在）

(4) 生活保護受給率の推移

生活保護受給率の推移をみると、平成28年度以降減少傾向にありましたが、令和3年度で増加し、1.45%となっています。

生活保護受給者の推移

単位：人、世帯

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活保護受給者数	100	99	95	87	86	97
生活保護受給世帯数	71	69	65	61	61	65
受給者／人口比	1.36%	1.38%	1.35%	1.25%	1.26%	1.45%

資料：滋賀県（各年度月平均）

(5) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成28年度以降、療育手帳の所持者は9人増加し、令和3年度で75人となっています。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者は10人増加し、45人となっています。

障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
身体障害者手帳	433	446	447	442	439	435
療育手帳	66	65	65	67	70	75
精神障害者 保健福祉手帳	35	34	35	36	42	45

資料：保健福祉課（各年度3月末現在）

2 各種調査結果

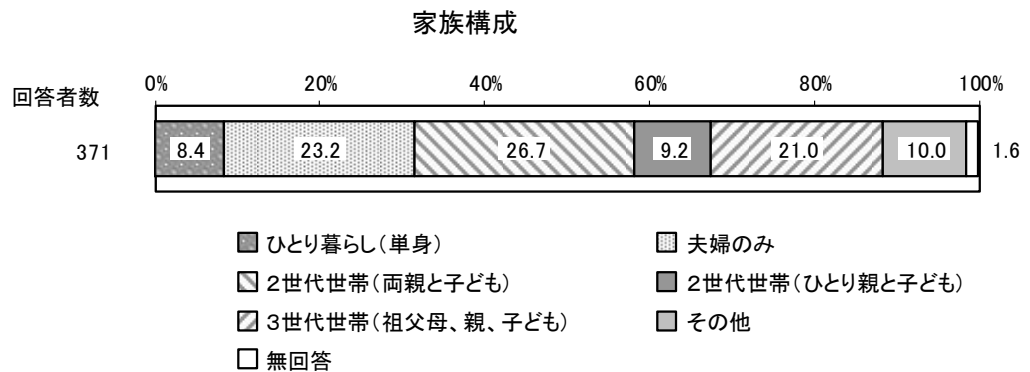
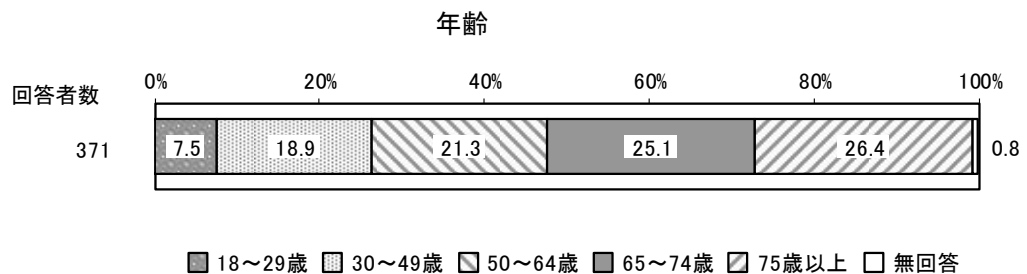
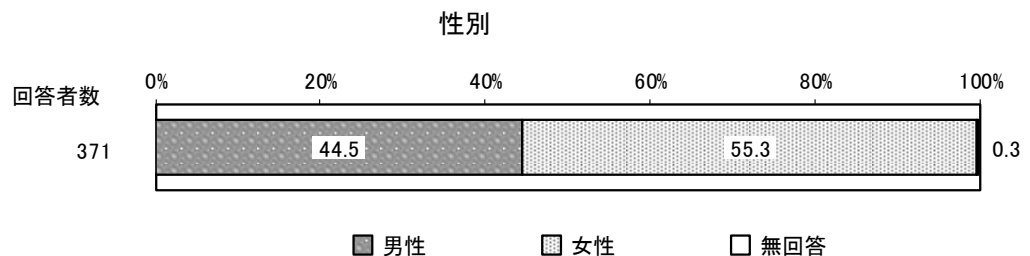
(1) 住民アンケート調査

① 回答者属性

回答者の性別は、男性が44.5%、女性が55.3%となっています。

回答者の年齢は、「75歳以上」の割合が26.4%と最も高く、次いで「65～74歳」の割合が25.1%、「50～64歳」の割合が21.3%となっています。

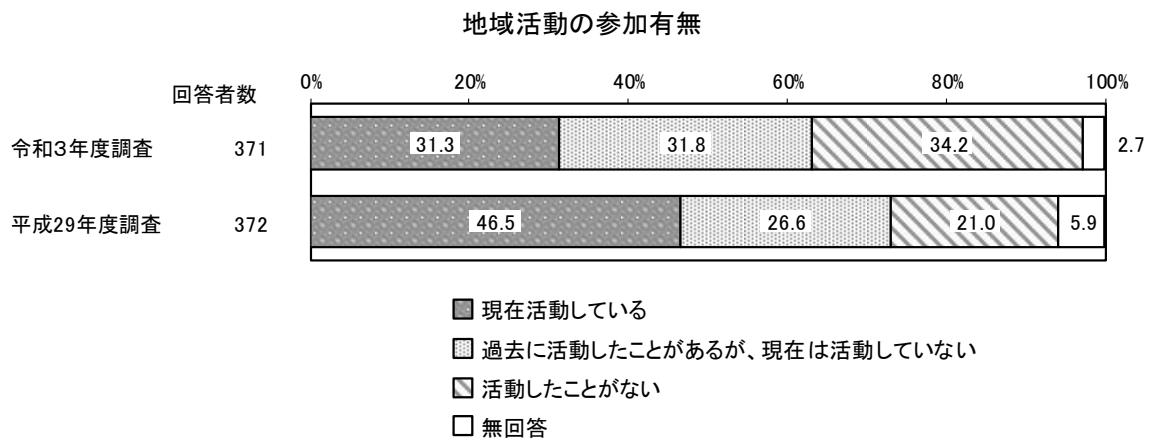
回答者の家族構成は「2世代世帯（両親と子ども）」の割合が26.7%と最も高く、次いで「夫婦のみ」の割合が23.2%、「3世代世帯（祖父母、親、子ども）」の割合が21.0%となっています。



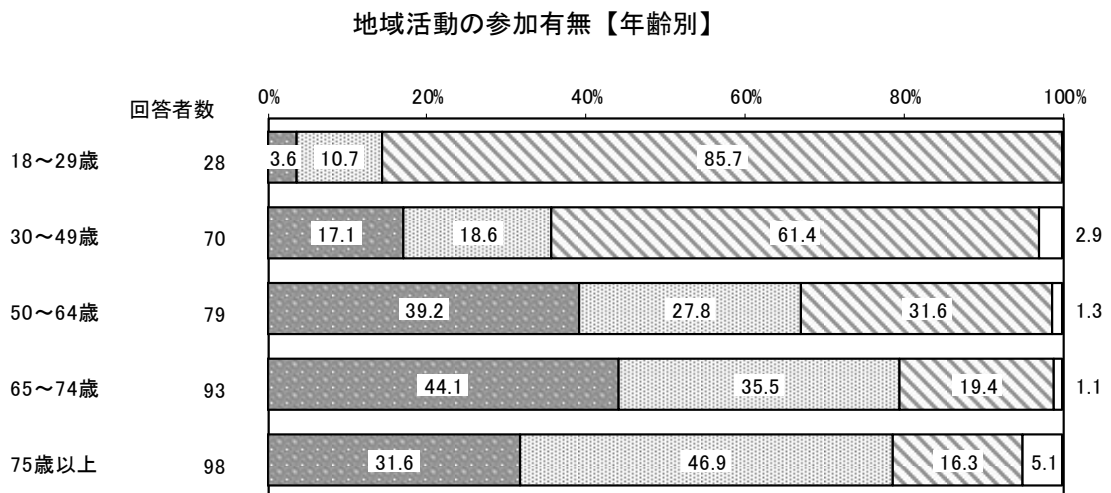
② 地域活動の参加有無

「活動したことがない」の割合が34.2%と最も高く、次いで「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」の割合が31.8%、「現在活動している」の割合が31.3%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」「活動したことがない」の割合が増加しています。一方、「現在活動している」の割合が減少しています。



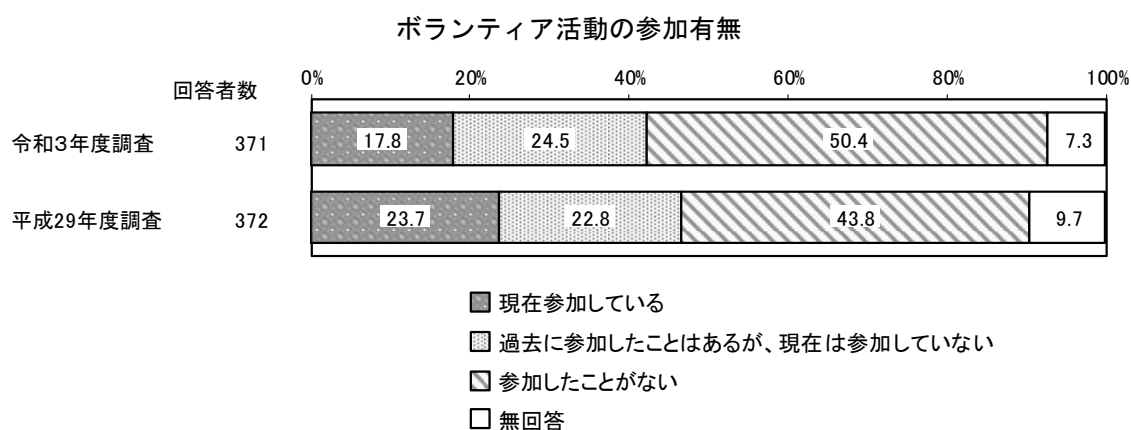
年齢別でみると、他に比べ、65～74歳で「現在活動している」の割合が高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」の割合が高くなる傾向がみられます。一方、年齢が低くなるほど「活動したことがない」の割合が高くなる傾向がみられます。



③ ボランティア活動の参加有無

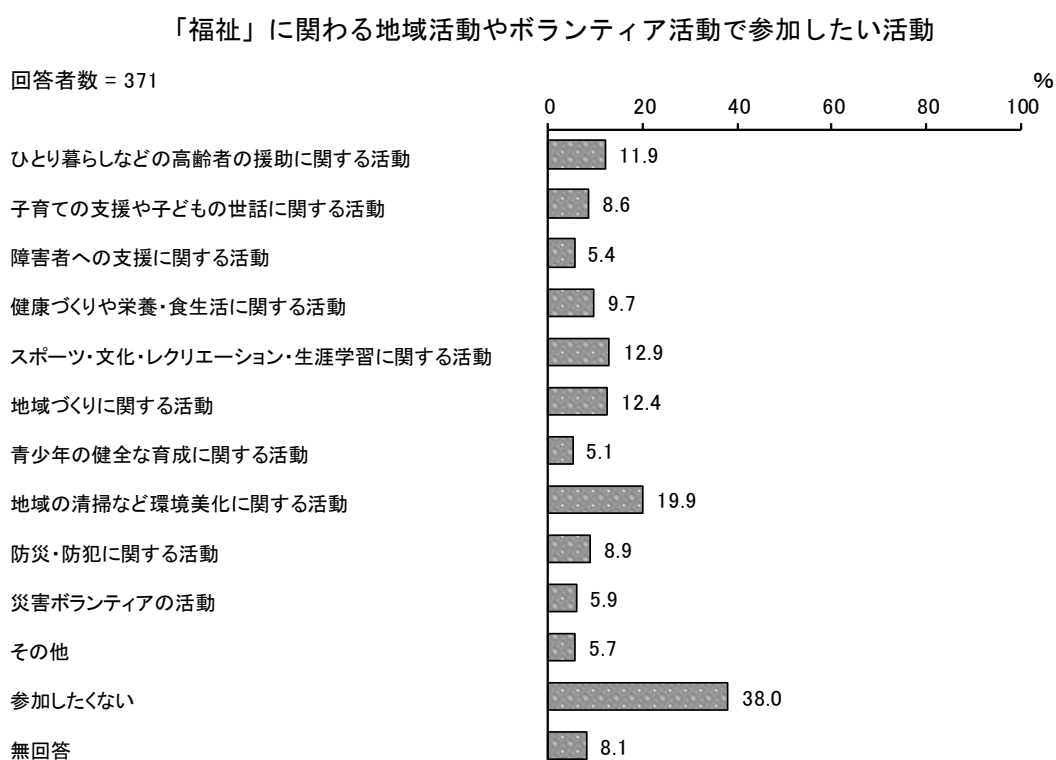
「参加したことがない」の割合が50.4%と最も高く、次いで「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」の割合が24.5%、「現在参加している」の割合が17.8%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「参加したことがない」の割合が増加しています。一方、「現在参加している」の割合が減少しています。



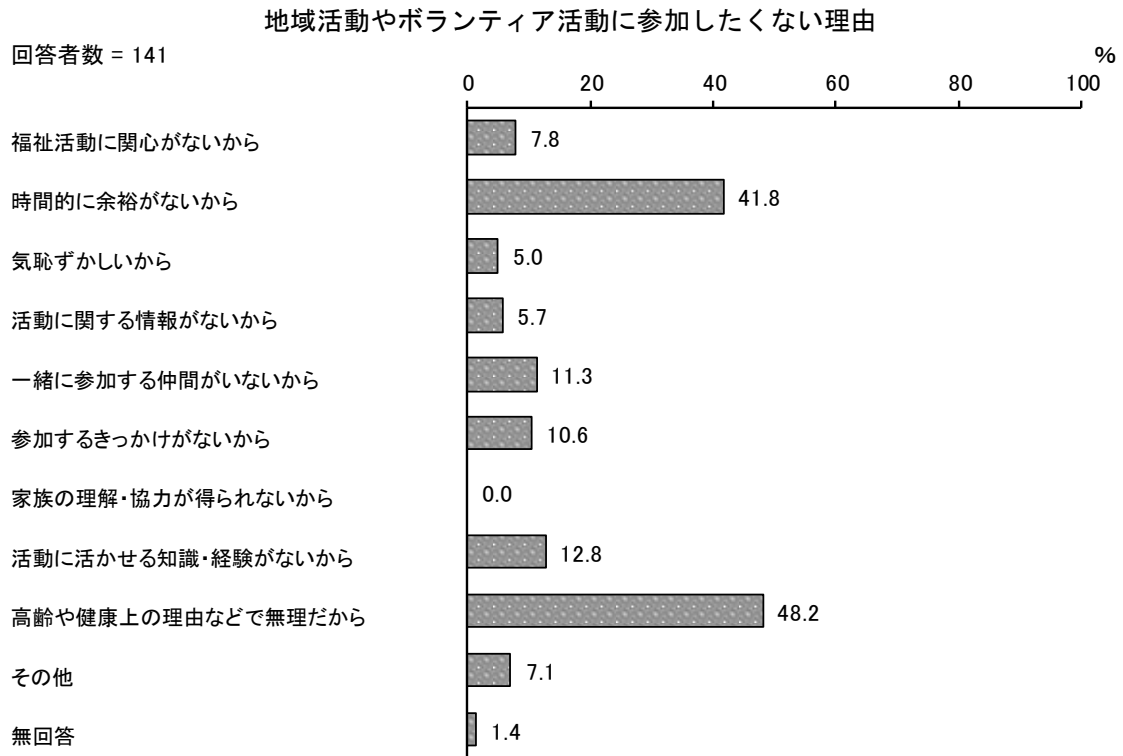
④ 「福祉」に関わる地域活動やボランティア活動で参加したい活動

「参加したくない」の割合が38.0%と最も高く、次いで「地域の清掃など環境美化に関する活動」の割合が19.9%、「スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動」の割合が12.9%となっています。



⑤ 地域活動やボランティア活動に参加したくない理由

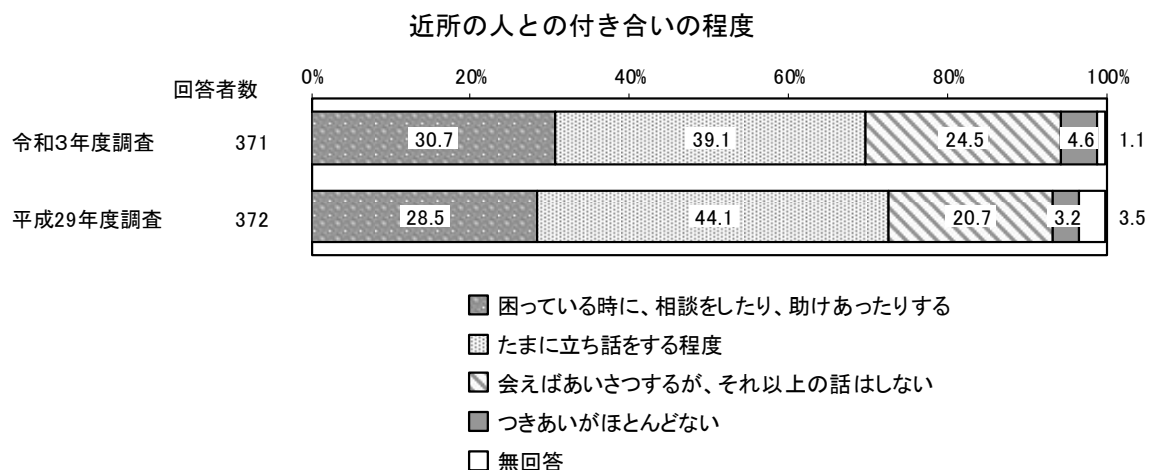
「高齢や健康上の理由などで無理だから」の割合が48.2%と最も高く、次いで「時間的に余裕がないから」の割合が41.8%、「活動に活かせる知識・経験がないから」の割合が12.8%となっています。



⑥ 近所の人との付き合いの程度

「たまに立ち話をする程度」の割合が39.1%と最も高く、次いで「困っている時に、相談をしたり、助けあったりする」の割合が30.7%、「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」の割合が24.5%となっています。

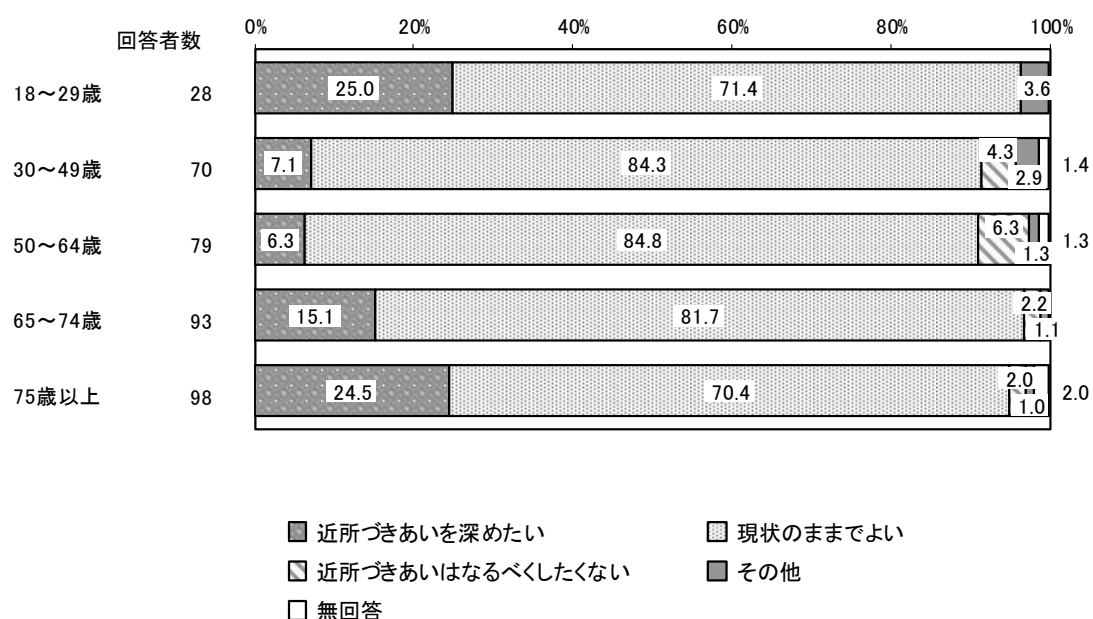
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



⑦ 近所づきあいを今後どうしたいか

年齢別でみると、他に比べ、18～29歳、75歳以上で「近所づきあいを深めたい」の割合が高く約25%となっており、特に18～29歳は「近所づきあいはなるべくしたくない」の割合が0%となっています。一方、30～49歳、50～64歳で「現状のままでよい」の割合が高くなっています。

近所づきあいを今後どうしたいか【年齢別】

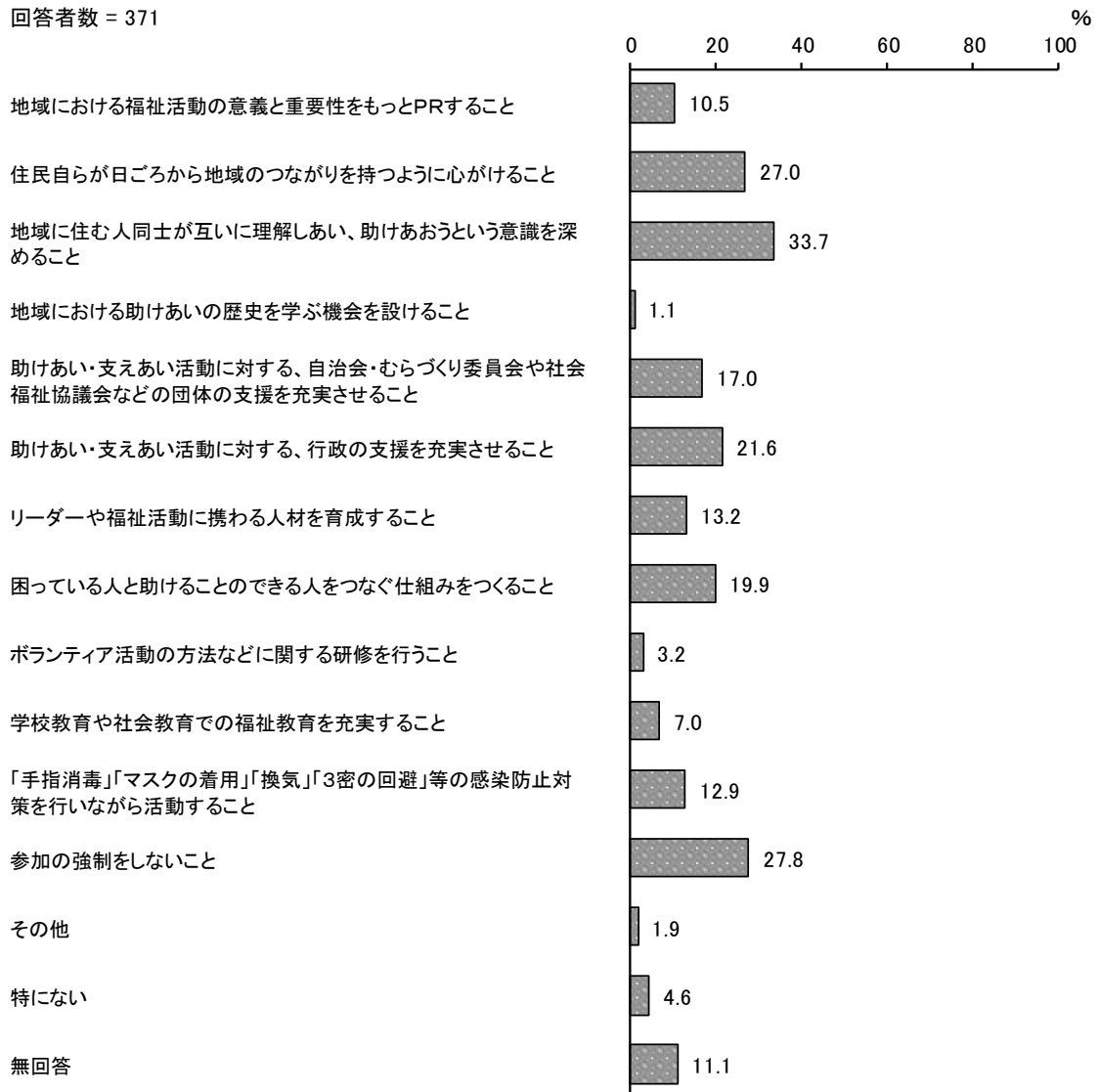


⑧ 今後の地域における支えあい、助けあい活動の活発化のために必要なこと

「地域に住む人同士が互いに理解しあい、助けあおうという意識を深めること」の割合が33.7%と最も高く、次いで「参加の強制をしないこと」の割合が27.8%、「住民自らが日ごろから地域のつながりを持つように心がけること」の割合が27.0%となっています。

今後の地域における支えあい、助けあい活動の活発化のために必要なこと

回答者数 = 371

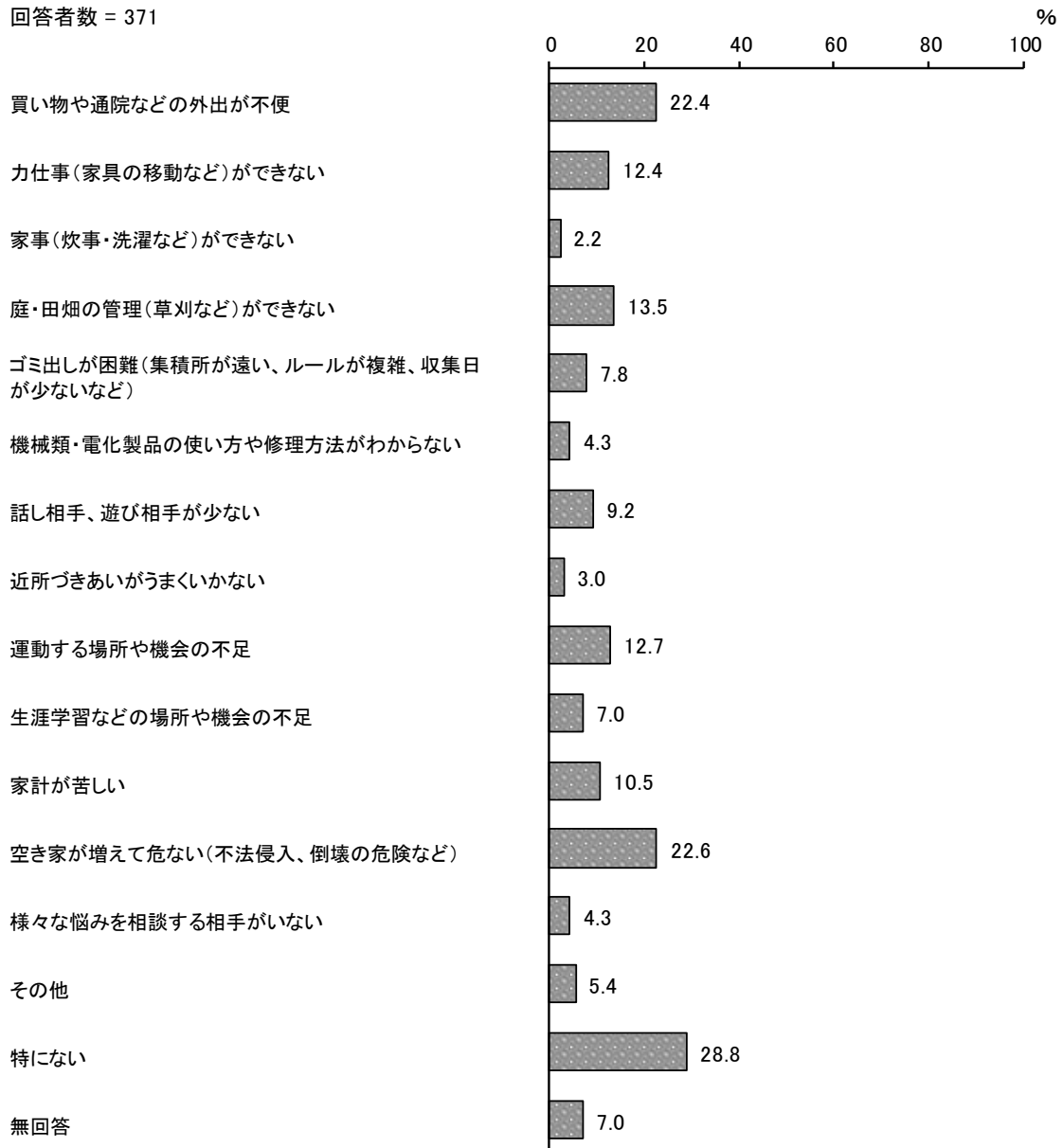


⑨ 日々の生活で困っている事や感じている悩みや不安

「特にない」の割合が28.8%と最も高く、次いで「空き家が増えて危ない（不法侵入、倒壊の危険など）」の割合が22.6%、「買い物や通院などの外出が不便」の割合が22.4%となっています。

日々の生活で困っている事や感じている悩みや不安

回答者数 = 371

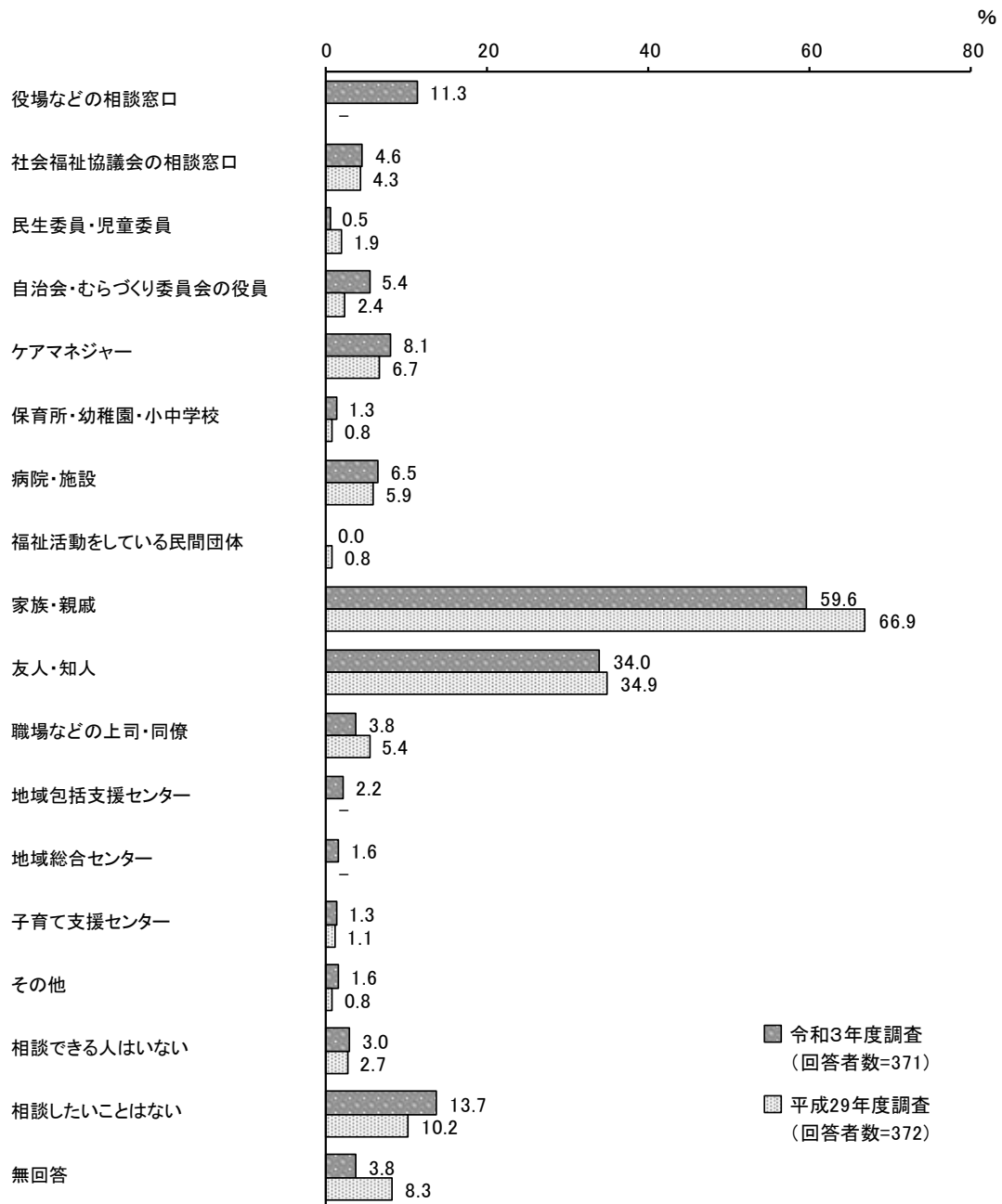


⑩ 日々の生活で困っている事があるとき誰（どこ）に相談するか

「家族・親戚」の割合が59.6%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が34.0%、「相談したいことはない」の割合が13.7%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「役場などの相談窓口」の割合が増加しています。一方、「家族・親戚」の割合が減少しています

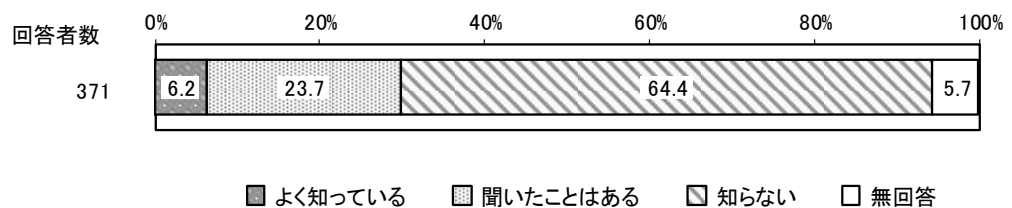
日々の生活で困っている事があるとき誰（どこ）に相談するか



⑪ 必要な支援を受けることができず、地域からも孤立し、生活上の様々な課題を抱えている人たちが、地域にいるかどうかを知っているか

「知らない」の割合が64.4%と最も高く、次いで「聞いたことはある」の割合が23.7%となっています。

必要な支援を受けることができず、地域からも孤立し、生活上の様々な課題を抱えている人たちが、地域にいるかどうかを知っているか

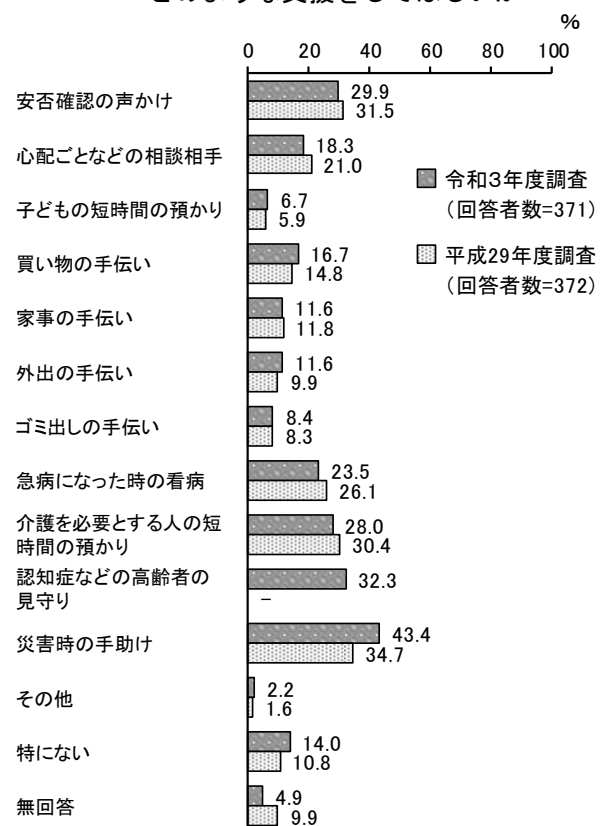


⑫ 助けが必要になった時、どのような支援をしてほしいか

「災害時の手助け」の割合が43.4%と最も高く、次いで「認知症などの高齢者の見守り」の割合が32.3%、「安否確認の声かけ」の割合が29.9%となっています。

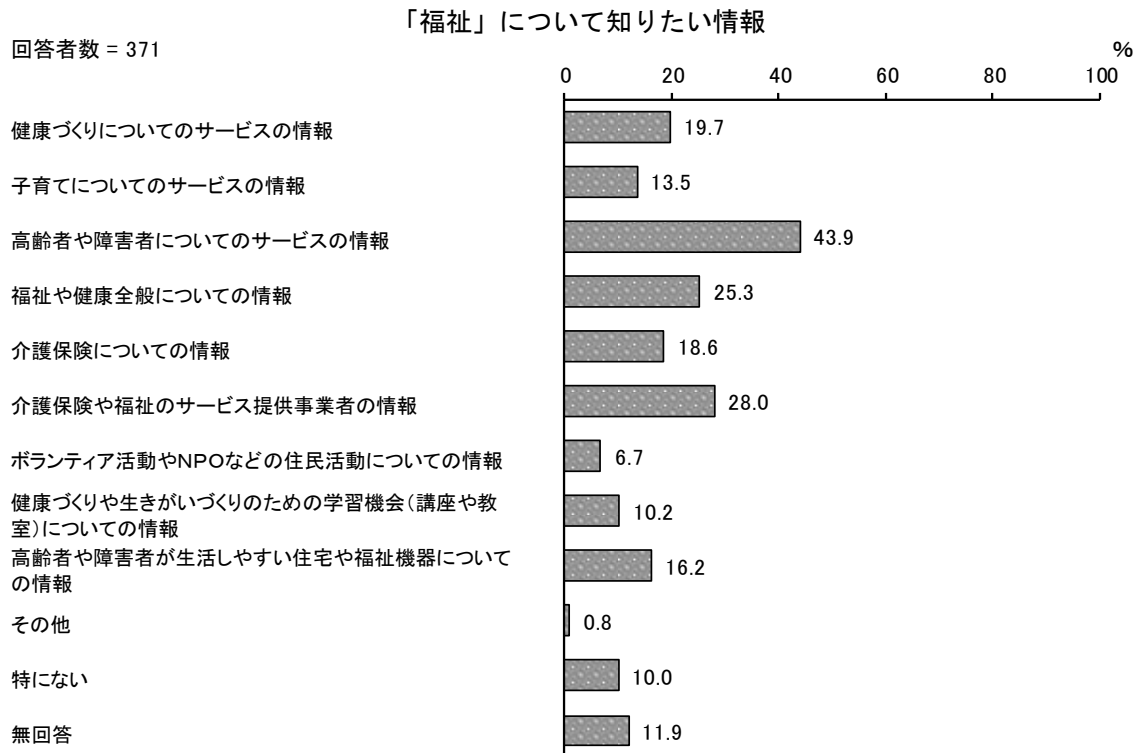
平成29年度調査と比較すると、「認知症などの高齢者の見守り」「災害時の手助け」の割合が増加しています。

助けが必要になった時、
どのような支援をしてほしいか



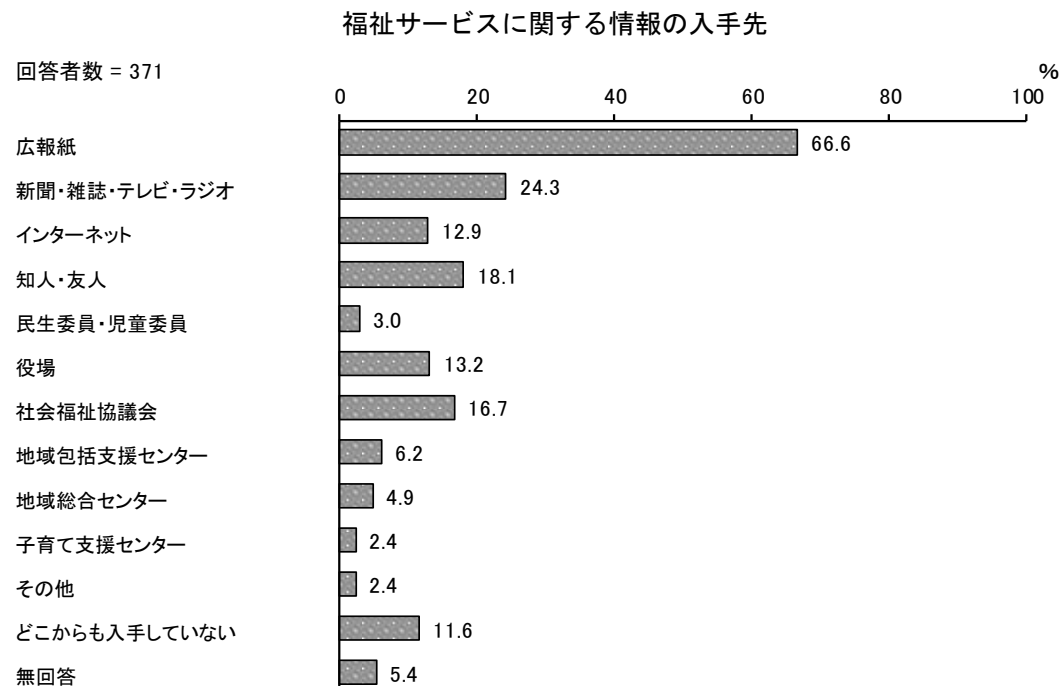
⑬ 「福祉」について知りたい情報

「高齢者や障害者についてのサービスの情報」の割合が43.9%と最も高く、次いで「介護保険や福祉のサービス提供事業者の情報」の割合が28.0%、「福祉や健康全般についての情報」の割合が25.3%となっています。



⑭ 福祉サービスに関する情報の入手先

「広報紙」の割合が66.6%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」の割合が24.3%、「知人・友人」の割合が18.1%となっています。



⑮ 支え合いながら、安心して暮らしていくためのまちづくりへの意見

(抜粋)

行政・社協等について

- ・情報や支援が必要になってからは、社協に行けば相談できたり、助けてもらったり、提案してもらえたりするが、必要ない人にとっては何も関わりがないので、困ってからの対応になってしまうように思う。事が起きる前からの情報提供や地域にある人材資源の把握など、準備的なところに力を入れておいてほしい。
- ・社協、行政両輪で地域福祉を取り組んでいくこと。少子高齢化の中で、地域でできることをむらづくり委員会で話し合い、地域計画を作成、実践していくと良いと思います。
- ・字内の既存組織（区、公民館、民生委員、健康推進委員、老人会）等々の横断的な連携で、これらの課題を捉え、方策をたて、取り組む事。

地域の支えあい実現に向けて

- ・若い人にもっと地域福祉の大切さを理解してもらいたい。
- ・高齢になり、自分自身はボランティアに貢献できなくなっている中、人口減少で、災害等あった時に動いてくれる若い人が少なくなっていることが不安です。地域の消防団もほとんど人数がいなくなっていました。
- ・現在、なかなか集まるのが難しいですが、住民みんなが生活に必要で集まれる場所や伝統行事など、交流できる場所があれば、地域の人のつながりで分かり合えたり、支えあうことができるのではと思います。

現在の自治活動について

- ・ボランティアや福祉活動に取り組んでくださる方、団体を広く紹介していただきたい。その中で、自分にできる事を見つけて、参加していけるといいのですが、役員さん等におまかせになっています。ありがとうございます。
- ・公助、共助、自助のもとである公の役割と自治会の役割、個人の役割がそれぞれ理解され、役割を押しつけるのではなく築きあげる、連携し合う関係。小さな町だからできることをみつきたいと考える。
- ・若い人、子どもたちの意見を大切にしたい。

甲良町について

- ・買い物が便利に出来る様に店を増やしてほしい。どこに行くにも不便なので老後は不安。ますます出て行く人が増えます。
- ・自治体のLINE公式アカウント等があれば情報が入手しやすいなと思いました。甲良町に引越してきて、町の健康診断を受けた時、手厚く見てくれるので驚きました。ありがとうございます。
- ・空き家を何とかしてほしい。

交通手段について

- ・年を重ねるごとに車の免許返納が頭をよぎります。しかし、誰にも気を使わず買い物に行きたいのが本音です。交通機関がもっと良くならないかなと思います。
- ・歩道、自転車道の整備。街灯の充実。
- ・買い物に自力で行けない高齢者（買い物難民）は自ら発信できません。例えば、免許を返納した人の会合を企画してアイデアをいただくのはいかがか。

福祉サービス等について

- 雪が積もれば、障害の有る人は雪かきも出来ないなので、雪かきなどの手伝い。高齢者が多くなってきました。高齢者が安心して生活が出来る環境作り。コミュニティバスなどの復旧（高齢者は買物に行くのも大変だから）
- 高齢化の進む中、町として支援できる最低限の問題はプライバシーの難しい問題があるも、民生委員、日赤、老人会、区の役員等の連絡をとりながら支援者の把握をして、何が問題点と何が必要であるかの認識を共有して、又、町の福祉課とも連携して、出来る事から進めて行く必要がある。
- 今後高齢者になり、1人になった場合、甲良町としても福祉サービスをより充実してほしい。在宅でサービス受けながら過ごしていけるように。

人口問題について

- 子供の数が減っているのが不安です。空き家が増える一方で、住みつく人が少ない。立地も悪くないし、甲良はいい所なのにアピールもあまりできず、もったいないなあと思います。
- 県内でも高齢者の割合が最も高い町である為、福祉の充実や健康寿命の促進が必要だと思います。
- 甲良町にはデイサービスや特別養護老人ホームがあるにはあるが少ないので、地元の人が優先的に入所出来る老人ホームがあれば、高齢者が安心して生活していけるとと思います。かつ、甲良町に子育て支援を強化することによって、若者が増えるようになると思います。

子育て・教育について

- 子供が安心して遊んだり出来るまちづくり（親が共働きでも安心して仕事に行けるように）、ここに住んで良かったと思う地域づくり（地域住人一人一人の心がけが大切）。
- 3人以上の出産、無条件での保育園、幼稚園の利用が可能にしてほしいです。
- 子育て支援や若い世代の後押しを進めることにより、虐待やいじめのない社会を実現させることができると思う。

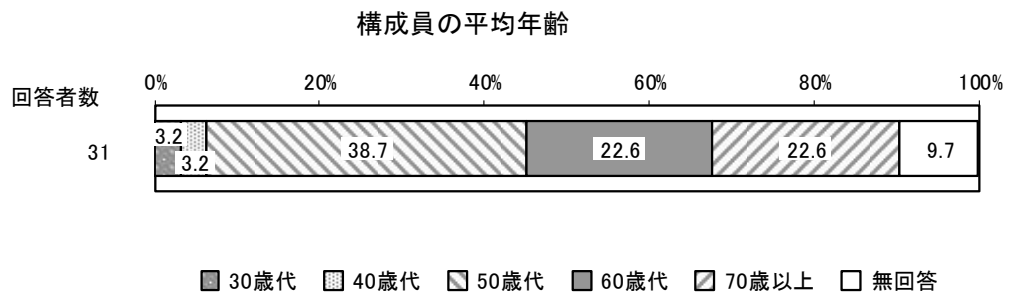
その他

- 朝と夕方、ラジオ等で情報を発信して頂いていますが、これを甲良町役場のホームページでも発信して頂けると、耳の遠い者にとっては助かると思います。
- 老後が不安で仕方がないです。住まなくなった家とかの始末をどうすればいいか。

(2) 団体アンケート調査

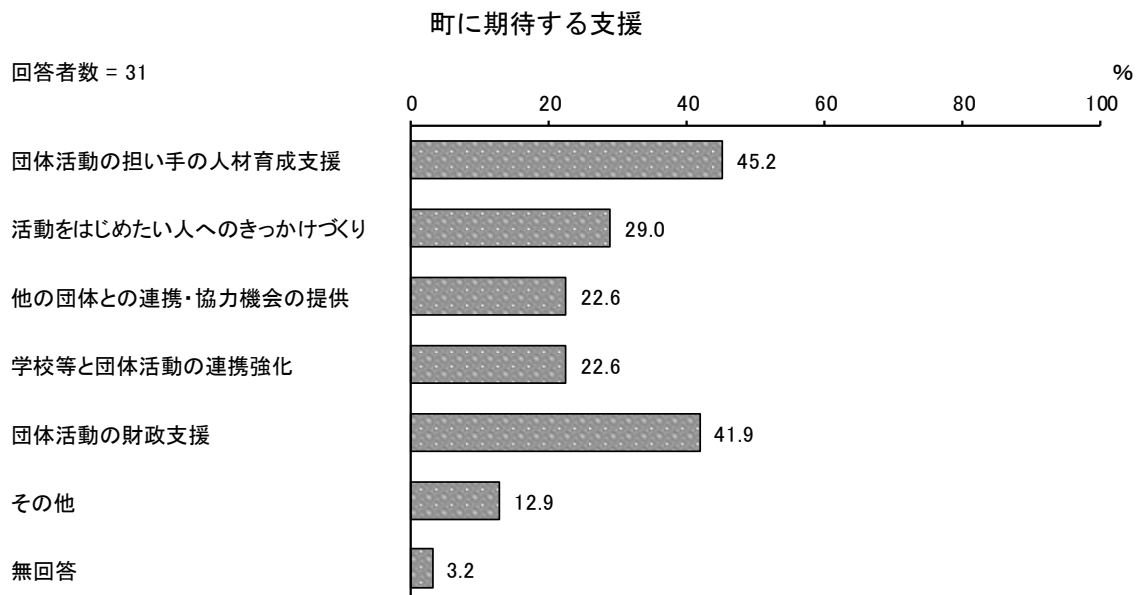
① 構成員の平均年齢

「50歳代」の割合が38.7%と最も高く、次いで「60歳代」、「70歳以上」の割合が22.6%となっています。



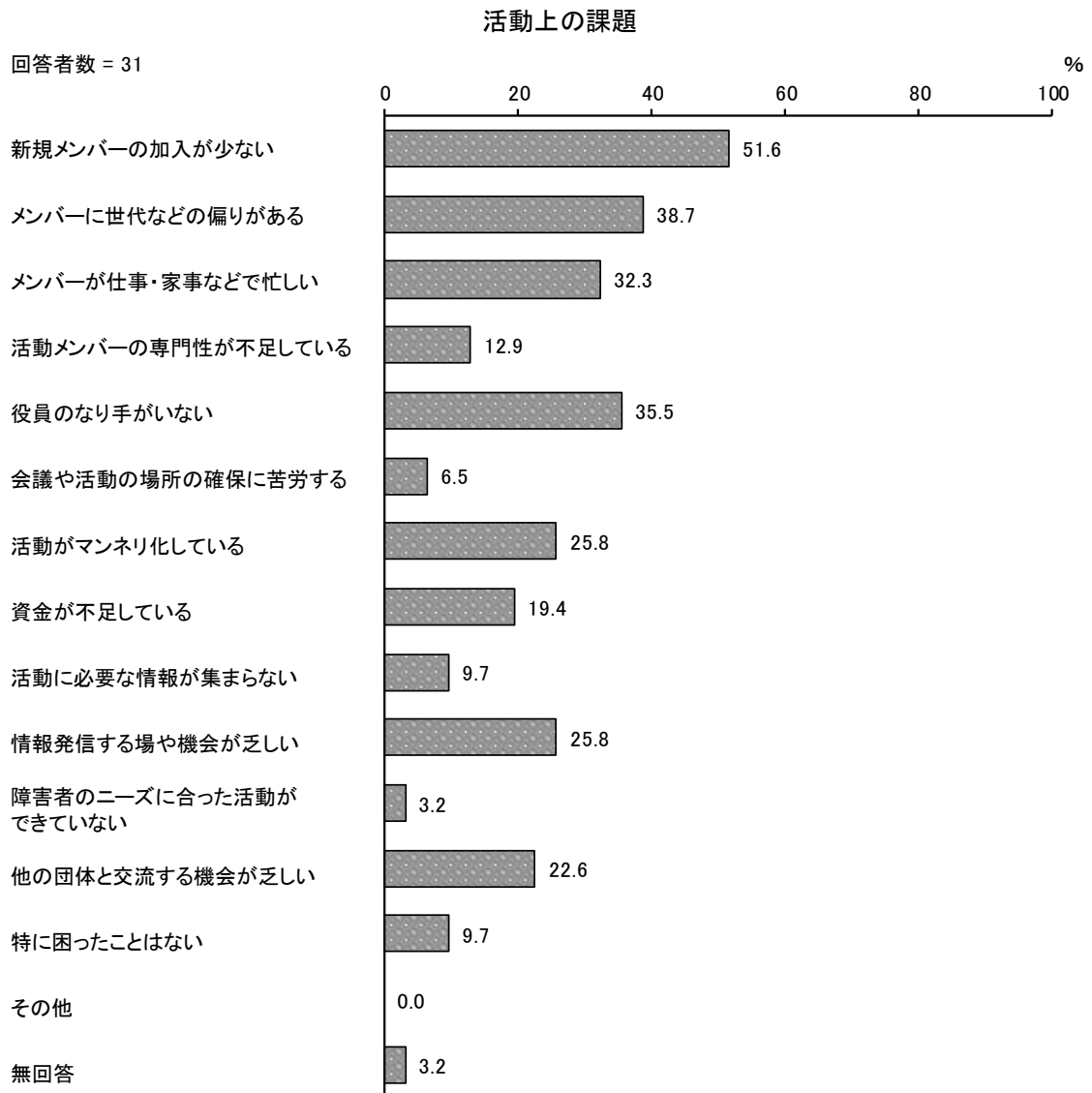
② 町に期待する支援

「団体活動の担い手の人材育成支援」の割合が45.2%と最も高く、次いで「団体活動の財政支援」の割合が41.9%、「活動をはじめたい人へのきっかけづくり」の割合が29.0%となっています。



③ 活動上の課題

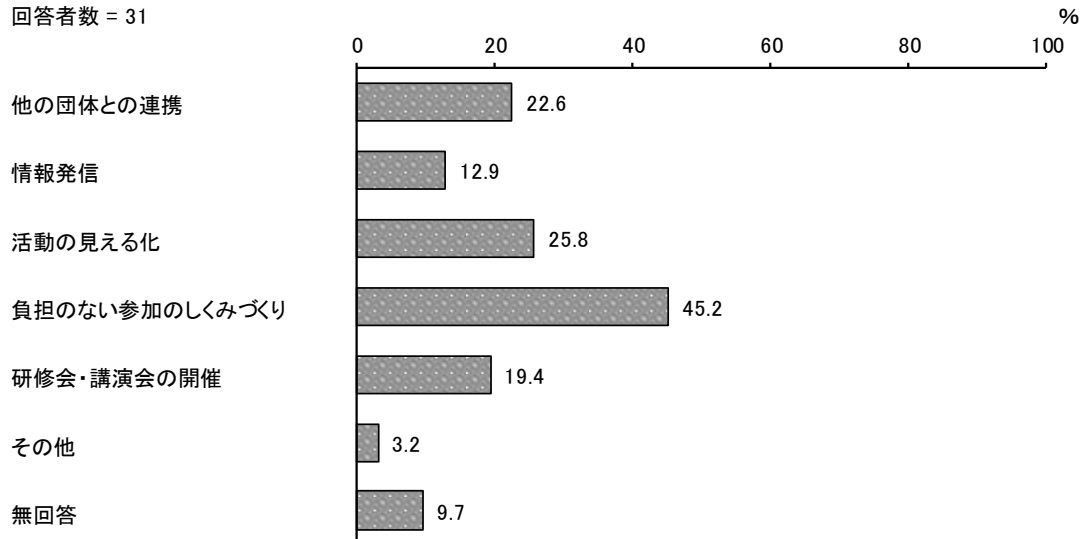
「新規メンバーの加入が少ない」の割合が51.6%と最も高く、次いで「メンバーに世代などの偏りがある」の割合が38.7%、「役員のなり手がいない」の割合が35.5%となっています。



④ 今後の活動の問題・課題に向けた取り組み予定

「負担のない参加のしくみづくり」の割合が45.2%と最も高く、次いで「活動の見える化」の割合が25.8%、「他の団体との連携」の割合が22.6%となっています。

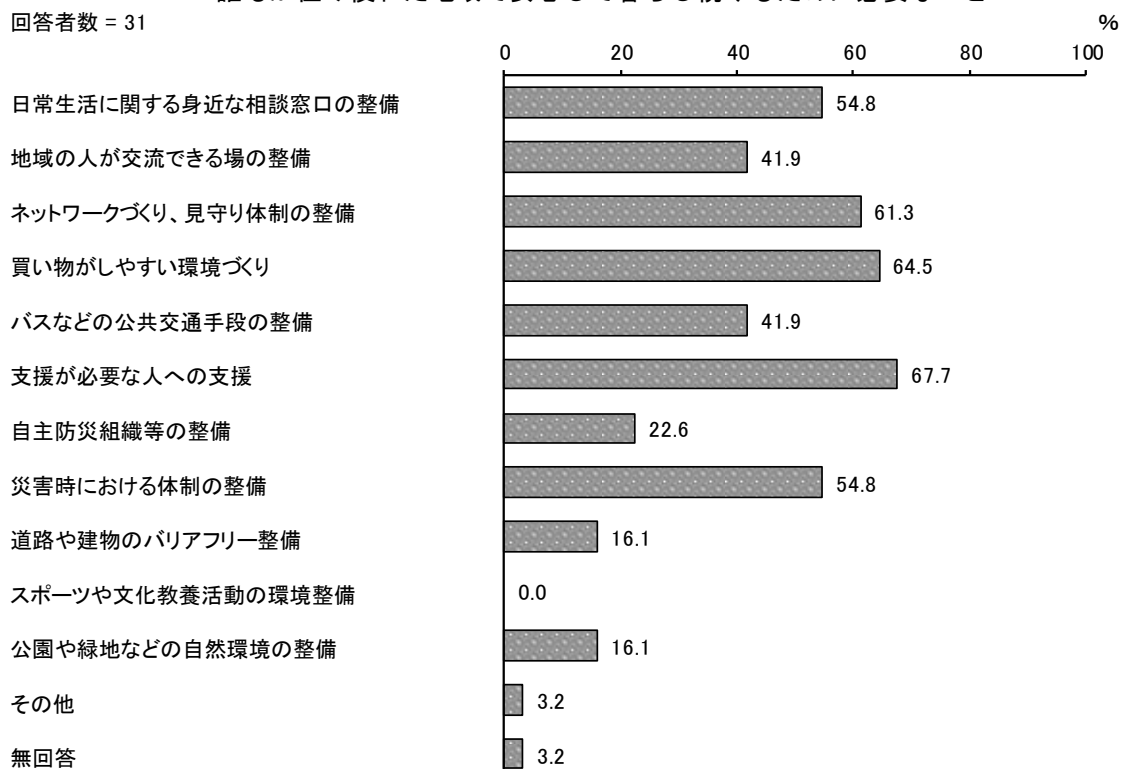
今後の活動の問題・課題に向けた取り組み予定



⑤ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと

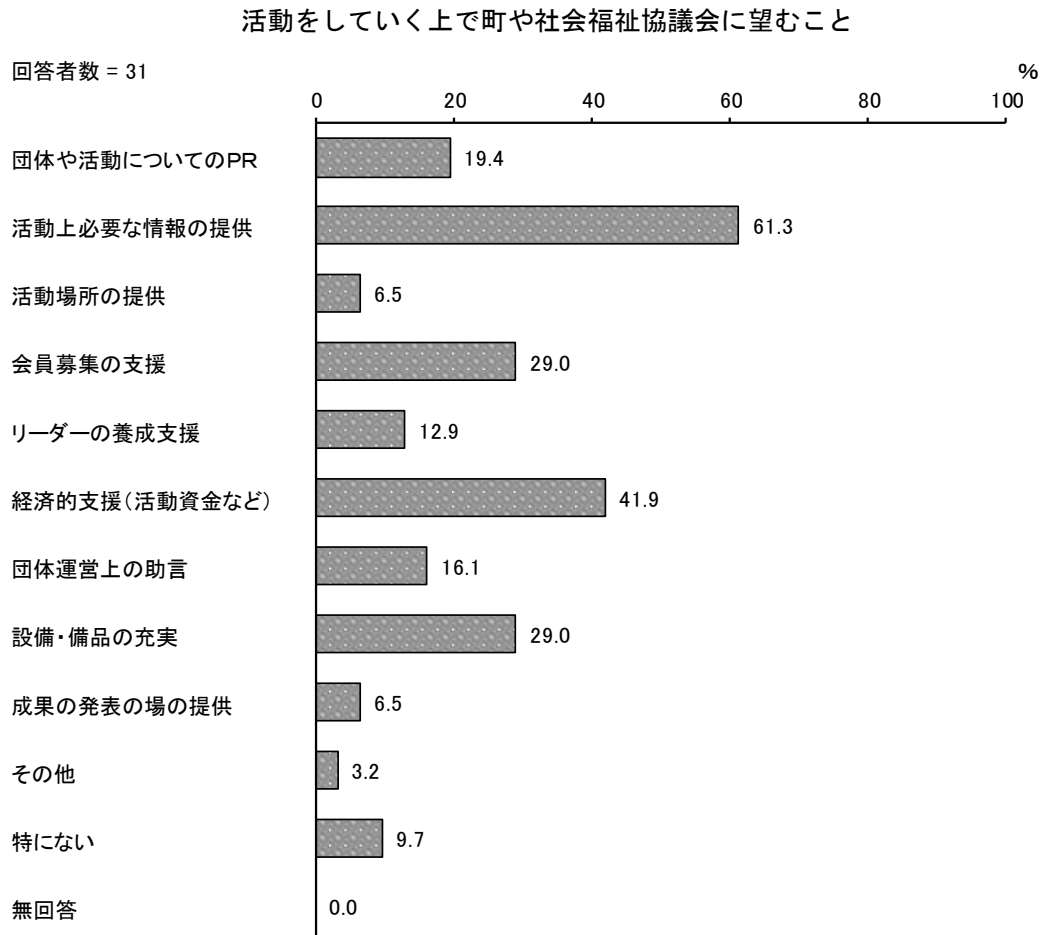
「支援が必要な人への支援」の割合が67.7%と最も高く、次いで「買い物がしやすい環境づくり」の割合が64.5%、「ネットワークづくり、見守り体制の整備」の割合が61.3%となっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと



⑥ 活動をしていく上で町や社会福祉協議会に望むこと

「活動上必要な情報の提供」の割合が61.3%と最も高く、次いで「経済的支援（活動資金など）」の割合が41.9%、「会員募集の支援」、「設備・備品の充実」の割合が29.0%となっています。



3 地域の福祉資源等

甲良町には下図のように 13 の地区があり、それぞれの地域に多様な福祉資源があります。





【北落地区】

人 口：311 人 高齢化率：37%
ボランティア数：35 人
サロン：かがやき会
カフェ：カフェ ほっこり

【横関地区】

人 口：254 人 高齢化率：33%
ボランティア数：40 人
サロン：やすらぎ会

【金屋地区】

人 口：341 人 高齢化率：42%
ボランティア数：29 人
サロン：あゆみ会
プラン13：公民館開放

【正楽寺地区】

人 口：108 人 高齢化率：34%
ボランティア数：22 人
サロン：ほのぼのルーム
カフェ：カフェ「R」

【池寺地区】

人 口：377 人 高齢化率：37%
ボランティア数：23 人
サロン：集まろう会
プラン13：おもちゃばこ

【長寺東地区】

人 口：229 人 高齢化率：38%
ボランティア数：23 人
サロン：だんらんの会
プラン13：この指とまれ



町内の福祉関連団体等

社会福祉法人等	
甲良町社会福祉協議会	甲良町シルバー人材センター
当事者団体・PTA等	
甲良町老人クラブ連合会	甲良町手をつなぐ育成会
甲良町身体障害者更生会	甲良西小学校 PTA
甲良東小学校 PTA	甲良中学校 PTA
地域団体・ボランティアグループ等	
甲良町赤十字奉仕団	彦根保護区保護司会甲良分会
甲良町更生保護女性会	甲良町民生委員児童委員協議会
こうらスマイルネット	各集落老人クラブ
拡大紙芝居「ひよっこ」	地域福祉ボランティア
ぶっくパレット	通学路安全ボランティア
いきいきサロン	プラン 13
甲良工房 心	甲良町観光ボランティアガイド 「せせらぎガイド」
甲良東小学校読み聞かせボランティア 甲良西小学校読み聞かせボランティア	絵手紙ボランティア「ほほえみ」
折り紙ボランティア	困りごと援助サービスサポーター 「トライアングル」

町内の各地区の施設等

地区	施設区分	施設名
在士地区	公民館・集会施設等	甲良町公民館 在士公民館
	高齢者関連施設	甲良町地域包括支援センター デイサービス あかり デイサービス けやき グループホーム らくらく ケアマネ事業所 あかり ケアマネ事業所 せせらぎ
	子育て関連施設	甲良中学校 甲良西小学校 甲良西児童クラブ
	障害者関連施設	—
	保健・医療	甲良町保健福祉センター 宮尾医院
	文化・スポーツ施設	甲良町温水プール 香良の湯

地区	施設区分	施設名
下之郷地区	公民館・集会施設等	下之郷農事集会所 下之郷ふれあい公民館
	高齢者関連施設	デイサービス かつらぎ グループハウス「けんじいの家」 ライフサポートセンター はつらつルーム
	子育て関連施設	子育て支援センター
	障害者関連施設	—
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	—
尼子地区	公民館・集会施設等	尼子公民館 平成の尼子館 尼子草の根ハウス
	高齢者関連施設	シルバー人材センター
	子育て関連施設	—
	障害者関連施設	就労支援事業所 働き教育センター甲良
	保健・医療	若松医院 若松歯科医院
	文化・スポーツ施設	—
呉竹地区	公民館・集会施設等	呉竹地域総合センター
	高齢者関連施設	呉竹老人憩いの家
	子育て関連施設	甲良町立呉竹児童館 甲良西こども園
	障害者関連施設	—
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	呉竹児童公園
小川原地区	公民館・集会施設等	小川原草の根ハウス
	高齢者関連施設	ファミリーステーション 甲良
	子育て関連施設	—
	障害者関連施設	—
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	—
北落地区	公民館・集会施設等	北落公民館
	高齢者関連施設	訪問看護ステーション ここあ
	子育て関連施設	—
	障害者関連施設	—
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	—
金屋地区	公民館・集会施設等	金屋公民館 金屋農事集会所
	高齢者関連施設	訪問介護事業所 こんきライフ
	子育て関連施設	滋賀県立甲良養護学校
	障害者関連施設	訪問介護事業所 こんきライフ
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	せせらぎの里こうら

地区	施設区分	施設名
正楽寺地区	公民館・集会施設等	正楽寺公民館
	高齢者関連施設	デイサービス 笑楽
	子育て関連施設	—
	障害者関連施設	—
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	—
池寺地区	公民館・集会施設等	池寺公民館
	高齢者関連施設	訪問介護ステーション 花水木
	子育て関連施設	—
	障害者関連施設	障害児通所事業所 どんぐりのいえ 障害児通所事業所 Child support りんりん 相談支援事業所 空琉
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	甲良町総合公園
長寺東地区	公民館・集会施設等	長寺東公民館
	高齢者関連施設	—
	子育て関連施設	—
	障害者関連施設	—
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	—
長寺西地区	公民館・集会施設等	長寺地域総合センター
	高齢者関連施設	長寺老人憩いの家
	子育て関連施設	長寺児童館
	障害者関連施設	—
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	—
法養寺地区	公民館・集会施設等	法養寺公民館
	高齢者関連施設	—
	子育て関連施設	—
	障害者関連施設	—
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	甲良豊後守宗廣記念館
横関地区	公民館・集会施設等	横関草の根ハウス
	高齢者関連施設	—
	子育て関連施設	甲良東小学校 甲良町東児童クラブ 甲良東こども園
	障害者関連施設	就労支援事業所 せせらぎ作業所 生活介護事業所 せせらぎ
	保健・医療	—
	文化・スポーツ施設	甲良町立図書館

4 地域福祉推進に向けた課題

(1) 支えあいの担い手の育成

地域福祉の推進にあたっては、地域住民の協力が必要不可欠です。地域での支え合い、助け合いを進めていく上で、誰もが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、地域活動等への積極的な参加等が重要となります。

本町では、子どもの頃からの地域とのつながりづくりや意識啓発等、地域活動等の担い手の育成に取り組んでいますが、ボランティアの担い手の確保が課題となっています。

アンケート調査結果においても、地域活動やボランティア活動に参加したことがない割合が、平成 29 年度調査と比較して 4 割から 5 割に増加しています。また、「福祉」に関わる地域活動やボランティア活動への参加意向について、「参加したくない」の割合が 4 割を占めており、その理由について年齢や健康、時間的な余裕のなさで回答する人が 4～5 割となっています。

さらに、団体アンケート調査結果では、人員の確保や世代の偏り等、担い手不足が活動する上での課題となっている他、本町に期待する支援についても「団体活動の担い手の人材育成支援」が約半数を占めています。

引き続き住民一人ひとりが、地域の課題に関心を持ち、我が事ととらえる意識を醸成するとともに、地域活動やボランティア活動について、時間がない中でも参加できる活動、年齢や健康に関わらず参加できる活動についての情報発信を進め、地域の担い手を確保することが重要です。

また、地域活動やボランティア活動に取り組む団体への支援についても、担い手の確保は喫緊の課題となっていることから、活動内容の発信への支援や財政的な支援等、団体活動が継続できるよう継続して支援していくことが必要です。



(2) 支えあいのつながりの拡大と深化

家族や地域社会の絆が弱まり、社会から孤立する人々の増加が懸念される中、地域での支え合いを維持しながら、高齢者や障害のある人、生活困窮者、ひとり親家庭等様々な支援や配慮を必要とする人に対して、地域福祉の活動を行う団体や専門機関等との連携を推進し、適切な対応を行っていくためのネットワークを充実させることが必要です。

本町では、これまでに地域・団体・組織等の分野を超えた連携による課題解決の手法の共有化や協働の実現に向けた環境整備に取り組んできました。

アンケート調査結果では、地域からも孤立し、生活上の様々な課題を抱えている人を知っているかについて、「よく知っている」「聞いたことがある」の割合が合わせて3割になっています。また、団体アンケート結果でも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて、「支援が必要な人への支援」の割合が約7割、「ネットワークづくり、見守り体制の整備」の割合が6割となっています。

このことから、本町においても地域で孤立した世帯がみられ、福祉関係団体においてもネットワークづくりや見守り体制を重要と考えていることから、地域で困難を抱えた人への支援に向けて、地域福祉の活動を行う団体間のネットワークづくりを推進し、適切な支援につなぐ体制を整備するとともに、相談機関間での連携を強化し、複雑・複合化した生活課題への適切な対応を行っていくための体制を整備することが必要です。



(3) 活動を支える福祉基盤の整備

８０５０問題やダブルケア、ヤングケアラー等、複雑化・複合化した生活課題が顕在化しつつあります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、困りごとが発生した場合に、適切な支援を受けられる体制が整っていることが重要です。

アンケート調査結果では、日々の生活のなかで困ったことがあるときの相談先について、「役所などの相談窓口」の割合が、家族・親戚や友人・知人に次いで高くなっています。また、地域からも孤立し、生活上の様々な課題を抱えている人を知っているかについて、「よく知っている」「聞いたことがある」の割合が合わせて約３割となっています。さらに、助けが必要になった時、どのような支援をしてほしいと思うかについて、「災害時の手助け」が４割、次いで「認知症などの高齢者の見守り」が３割、「安否確認の声かけ」が３割と、多様な支援ニーズがみられます。

支援が必要な人が確実に支援につながるよう、最新の福祉に関する情報をわかりやすく発信する等、情報提供の手法を模索する必要があります。また、多様化・複雑化する福祉ニーズや生活課題に適切に対応するための各相談窓口の相互のネットワークの強化や情報提供の充実等が必要です。





計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、誰もが幸せに、笑顔で暮らせるようなまちをめざし、地域が一丸となった取組を進めるため、「甲良町地域福祉計画」の基本理念を「しあわせ 丸ごと支えあい 笑顔で暮らせる 甲良町」と設定し、地域福祉計画の推進を図ってきました。

第2期計画では、第1期計画の基本理念の考え方を引き継ぎ、「地域包括ケアシステム」を深化させるため、地域住民が地域における生活課題を「我が事」として捉え、行政や関係機関、住民が「丸ごと」支え合い、包括的支援体制を整備し課題を解決していくことで、持続可能な開発目標であるSDGsの考え方も踏まえつつ、「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現に向け、次の基本理念を掲げ施策を展開します。

しあわせ 丸ごと支えあい
いつまでも笑顔で暮らせる 甲良町

2 基本目標

基本目標1 支えあう“担い手”の育成

“丸ごと”の支え合いを実現するためには、その中心となる地域の担い手の育成が不可欠です。

各種講座・情報の効果的な周知や福祉教育の推進により、地域活動の参加意識を醸成するとともに、ボランティア活動の支援や団体間の連携を強化し、地域活動の裾野を広げるための基盤づくりを進めます。

基本目標 2 “つながり”の拡大と深化

誰もが地域で安心して“いつまでも笑顔で”暮らしていくためには、単に居住地などの地域におけるつながり（地縁）だけではなく、地域課題の解決に向けて同じ目的を持つ地域や団体間のつながり（志縁）を拡大・深化することが重要です。

そのため、分野を超えた団体や関係機関の連携を推進するほか、地域住民がニーズに応じて集い、活動できる場を提供します。

基本目標 3 活動を支える“福祉基盤”の充実

高齢者や障害者、子ども、生活困窮者など、誰もが必要なサービスを受けることができるような仕組みづくりや、複合・複雑化する支援ニーズに対応できるような包括的な相談支援体制を整備し、住民の活動を支えるための福祉基盤の充実を図ります。

さらに、地域の多様な見守り活動の充実を図るとともに、感染症等の新たな脅威にも対応した災害時における支援体制の構築を目指します。

3 SDGsとの関連性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、国際社会共通の目標です。

令和12年を達成年限とし、経済や社会、環境に係る17のゴールと169のターゲットで構成されており、令和2年からの10年はSDGs達成に向けた「行動の10年」とされています。

SDGsのゴールには、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉計画でめざす「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現のための施策と関連の深い目標が多くあり、福祉分野での個別計画の上位計画である本計画においても、SDGsの目標と関連づけ、施策の展開を図ります。

持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画に関連するゴール

1 貧困をなくそう	目標 1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに	目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	目標 3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	8 働きがいも経済成長も	目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
11 住み続けられるまちづくりを	目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任 つかう責任	目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
16 平和と公正をすべての人に	目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

4 施策体系

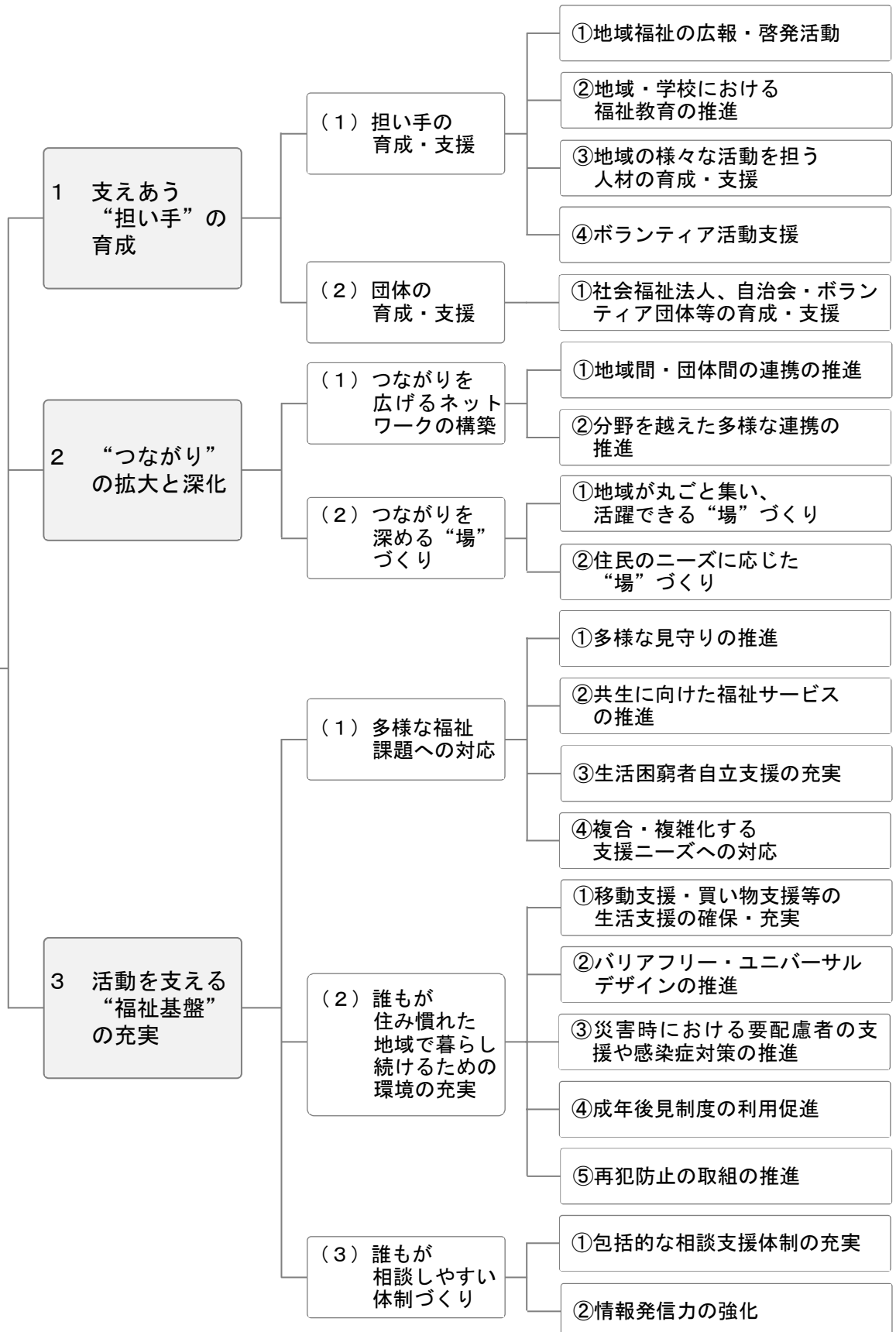
[基本理念]

[基本目標]

[施策]

[取り組み]

しあわせ
丸ごと支えあい
いつまでも笑顔で暮らせる
甲良町





施策の方向性

基本目標 1 支えあう“担い手”の育成

(1) 担い手の育成・支援

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行います。

また、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習など、活動の活性化につながるよう支援します。



町民一人ひとりの取組み

- 地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。
- 地域の一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのかなど関心を持ちましょう。



地域組織・関係団体の取組み

- 地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉という考え方が身近に感じられるような、地域に密着した福祉活動を展開しましょう。
- 学校、地域での気づきや福祉への関わりに繋がる福祉教育を推進しましょう。
- ボランティア活動に関する情報を周知しましょう。



町の取組み

① 地域福祉の広報・啓発活動

【取組】

事業名	内容	担当部署
地域福祉の広報・啓発	地域住民の人権意識や福祉意識の向上を図るために、関係機関や団体と連携し、広報誌やウェブサイト、SNSなどを通して広報・啓発活動を行います。	保健福祉課
ふるさと納税	複数のサイトを活用し、より多くの人に向けて、寄附を募集し、寄附文化醸成に向けた意識啓発を進めます。また、大学や関係課と連携し、新たな返礼品を開発するなど、町の魅力を発信するとともに、県や他市町との情報交換等により、適切な運用に努めます。	企画監理課

② 地域・学校における福祉教育の推進

【取組】

事業名	内容	担当部署
こうらスマイルネット	「ふれあい つながる こうらの子」行動計画内で目標①挨拶・声かけ②マナーの向上・ルールの遵守を掲げ、住民と協力しながら達成に向けて取り組みを行います。	教育委員会
グリーンファイターズ	町の次世代を担う小学生に自然体験の活動を通して、自然の醍醐味や重要性を感じ取れる感性豊かな心を育成します。	教育委員会
せせらぎ探検隊	異文化体験で様々な人との交流を通じ、礼儀や思いやりの精神を学び、外国文化や英語に関する関心を児童に深めてもらい、郷土学習を通じて町内の歴史や文化を次世代に継承します。	教育委員会
甲良町町民大学	令和元年から対象を町民全体に広げ、住民の幅広い要求に応えるためのテーマを5つ設定（①生活・暮らし②健康・福祉③歴史・文化④人権・共生⑤趣味・生きがい）し、高齢者以外にも魅力を感じてもらい、あらゆる世代が交流することで参加者の増加を図り、勤労世代にも来てもらいやすいように休日開催も行います。	教育委員会

③ 地域の様々な活動を担う人材の育成・支援

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
新たな人材の紹介	活動中のボランティア団体への新たな人材の紹介を行います。ボランティア参加の意思のある方への活動場所の提供。声かけなどによる地道な人材確保に努めます。	保健福祉課
専門職の資質向上を図る研修会の実施	愛犬 4 町合同でのケアマネ研修会などを合同開催します。感染症予防対策のため、Web での開催も検討します。	保健福祉課
看護職の実習受け入れ	看護師や保健師を目指す学生の実習受け入れを行います。	保健福祉課
介護職員初任者研修受講費用の助成	慢性的な介護職員等の人材不足の改善のため、介護職員初任者研修受講費用の助成を行います。	保健福祉課
福祉人材確保事業	慢性的な介護職員等の人材不足の改善のため、福祉人材確保パンフレットの作成を行うなど人材確保に努めます。	保健福祉課
福祉の職場説明会の運営（広域）	慢性的な介護職員等の人材不足の改善のため、福祉の職場説明会の運営を行います。	保健福祉課

④ ボランティア活動支援

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
ボランティア講座	ボランティア活動を行う際に必要となる最低限の知識や技能を習得するための機会づくり等を推進します。	社会福祉協議会
ボランティア意識の向上・スキルの取得	ボランティア講座を通じてボランティア意識の向上・スキルの取得をはかり登録へつなげます。また、運転実施講座などを実施し、ボランティア人材育成、担い手確保に努めます。	社会福祉協議会

(2) 団体の育成・支援

地域における関係団体等の活動や連携の促進に向け、互いの活動を理解するための場の提供や情報の提供等の支援を行うとともに、多様な主体による新たなつながりの構築に努めます。



町民一人ひとりの取組み

- 地域で活動している人や団体に自主的に協力しましょう
- 地域の一員であるという意識をもち、地域行事や地域の中での役割を引き受けるなど積極的に関わしましょう



地域組織・関係団体の取組み

- 様々な立場の地域住民が参加できる場や機会を設けましょう。
- 地域の課題解決に向け、地域資源を活かした取組を検討しましょう。
- 地域や団体の課題とその対応策について、行政と共有しましょう。



町の取組み

① 社会福祉法人、自治会・ボランティア団体等の育成・支援

【取組】

事業名	内容	担当部署
まちづくり総合補助金によるボランティアの支援	まちづくり総合補助金により地域のボランティア活動の支援を行います。 先進的、効果的な取り組み事例を町全体に普及させるよう努めます。	企画監理課
まちづくり総合補助金による自治会の支援	まちづくり総合補助金により自治会の支援を行います。	企画監理課
自助具作成団体・高齢者サロンの活動に対する補助金交付	自助具作成団体・高齢者サロンの活動に対する補助金の交付を行います。	保健福祉課
ボランティアフェスティバルの開催	ボランティアフェスティバルを開催し、多くの方に参加してもらうため、広報や展示などによる情報発信を行います。	社会福祉協議会
福祉活動専門員設置補助金の交付	福祉活動専門員が行う民間社会福祉活動に対する補助として、社会福祉協議会に対し、「福祉活動専門員設置補助金」を交付します。	保健福祉課
社会資源の活用と発掘	甲良町地域包括支援センター内に生活支援コーディネーターを設置し、地域のボランティア活動に対する支援を実施します。 社会福祉協議会をはじめ各協力機関と連携を取りながら地域の社会資源の活用および発掘に取り組めます。	保健福祉課

基本目標 2 “つながり”の拡大と深化

(1) つながりを広げるネットワークの構築

様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による総合的な支援体制の充実を図ります。さらに、地域包括支援センターを中心に、相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施します。

また、高齢者や障害者など、誰もが生きがいをもって生活できるよう、民生委員の見守り活動の強化を行い、人との関わり合いや趣味をきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくれます。



町民一人ひとりの取組み

- 周囲で気になる人や出来事があったら、役場や関係機関に連絡しましょう。
- 町民同士がお互いに気づきあう関係づくりを進めましょう。



地域組織・関係団体の取組み

- 地域間・団体間の情報を共有し、連携を図りましょう。
- 専門的な相談が受けられる体制を整備し、関係機関と連携しましょう。



町の取組み

① 地域間・団体間の連携の推進

【取組】

事業名	内容	担当部署
まちづくり協議会	各字区長会およびまちづくり協議会を開催し、地域の課題や資源の発掘、町施策の情報提供を行います。	企画監理課
甲良町生活支援・介護予防サービス協議体	甲良町生活支援・介護予防サービス協議体を設置し、生活支援サービスのあり方を検討し、体制整備に係る情報共有、連携の強化を図ります。	保健福祉課

② 分野を越えた多様な連携の推進

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員が行う、各地域の子どもや高齢者の見守り活動を通して、子育て支援センター・保健福祉課等関係機関との連携を強化します。	保健福祉課
地域包括支援センター運営事業	高齢者のための総合相談窓口として、高齢者やその家族からの相談を受け止め、関係機関と連携・協力しながら、介護や福祉、認知症のこと等さまざまな相談への対応や支援を行い、必要に応じ地域ケア会議において検討します。	保健福祉課



(2) つながりを深める“場”づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日頃から近所付き合いの中で声かけや見守り、サロン活動等への参加を通じて、何かあったときは助け合える地域づくりを進めます。

また、地域のつながりを深めるためのふれあい・交流の場や機会の充実に努めます。



町民一人ひとりの取組み

- 地域での仲間づくりや世代間交流・地域間交流の機会に参加しましょう。
- 地域や行政が開催するイベントに積極的に参加しましょう。
- 地域で過ごす時間を設けるよう工夫しましょう。



地域組織・関係団体の取組み

- 世代や立場、地域を超えた交流の機会を積極的に作りましょう。
- 誰もが気軽に集える場、通いの場を作りましょう。
- 地域の人々がどんな交流や場を求めているかを把握しましょう。



町の取組み

① 地域が丸ごと集い、活躍できる“場”づくり

【取組】

事業名	内容	担当部署
高齢者サロン 「いきいきサロン」	甲良町全13字で毎月1～2回高齢者サロン「いきいきサロン」を地域ボランティアにより開催します。 開催にあたり生活支援コーディネーターによる活動支援を行います。	社会福祉協議会 保健福祉課
活動などの場の提供	いきいきサロンや老人会、サークル活動などの場を提供します。 貸館施設としてのさらなるPRに努めます。	地域総合センター
「暮らしの便利帳」 の作成	「暮らしに役立つ情報」を掲載する中で、観光客だけでなく、町民に甲良の歴史・文化を知ってもらえるよう関係課と連携します。	企画監理課

② 住民のニーズに応じた“場”づくり

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
尼子駅コミュニティーハウス	尼子駅コミュニティーハウスを、ボランティア活動の場として活用します。 今後も引き続き魅力ある活動拠点の場となるよう継続します。	産業課
集いの場への会場提供	絵手紙や自助具・カフェ活動等住民主体の集いの場への会場提供を行います。	保健福祉課
呉竹老人憩の家	高齢者が気軽に集まれる場所として、呉竹老人憩の家を活動の場として提供します。	呉竹 地域総合センター
長寺老人憩の家	高齢者が気軽に集まれる場所として、長寺老人憩の家を活動の場として提供します。	長寺 地域総合センター
老人クラブ活動に対する助成	高齢者の社会奉仕活動、生きがい、健康づくりのために行う老人クラブ活動に対する助成を実施します。	保健福祉課
子育て支援センターひろば事業	町内の未就学の親子の居場所として、子育て支援センターひろばを一般開放し、子育て世帯の保護者同士が悩みを共有したり、交流する場として活用します。 同時に、専門職による相談対応を随時行いながら、子育て支援につなげます。	子育て 支援センター
せせらぎスポーツクラブ	様々なスポーツ活動を通じて、参加者との交流を図るとともに、ニュースポーツで身体を動かすことで、スポーツの楽しさや面白さを知るための活動を行います。	教育委員会
少年少女スポーツ大会	スポーツを通じて、子どもの健全な育成と各少年団相互の交流・友情を深めるために大会を行います。	教育委員会

基本目標 3 活動を支える“福祉基盤”の充実

(1) 多様な福祉課題への対応

地域のふれ合い・支え合い体制を維持しながら、多様な活動主体による見守りの仕組みをつくることにより、重層的な地域での見守り活動を推進します。

また、高齢者や障害者、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要配慮者に対して、様々な専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。



町民一人ひとりの取組み

○ひとりで悩まずに身近な人に相談をするようにしましょう。

○地域で支援を必要としている人を、相談窓口につなげましょう。



地域組織・関係団体の取組み

○課題を抱えた人の情報を地域・団体で共有しましょう。

○地域で行える住民参加サービスなどの担い手を増やしましょう。



町の取組み

① 多様な見守りの推進

【取組】

事業名	内容	担当部署
高齢者見守り	民生委員が月1回の高齢者訪問を実施します。日常の困り事や相談、話し相手として地域で活動され、気になるケースについて、福祉や関係機関へ情報提供を行います。	社会福祉協議会
見守りネットワーク事業	町内介護事業所による「甲良で安心見守りネットワーク」による高齢者の見守りネットワークを展開します。	保健福祉課
緊急通報システム事業	65歳以上の独居世帯、高齢者世帯、ひとり暮らしの身体障害者、世帯員が在宅重度身体障害者のみの世帯に対して、緊急時の通報に看護師をはじめとする専門スタッフが対応し必要に応じ、救急車の出動要請を行います。	保健福祉課
配食サービス	おおむね65歳以上の方・心身の障害・傷病等の理由により調理が困難で、かつ安否確認が必要な方の栄養確保のため、昼食・夕食（月～土）を手渡しすることで見守りを行います。	保健福祉課
在宅高齢者介護用品支援事業	要介護1～5認定者で介護用品が必要と認められる方（介護保険料等の滞納のない方が対象）に対し、町指定の事業所が現物を自宅まで宅配し、購入にかかる費用を助成します。	保健福祉課

事業名	内容	担当部署
乳児おむつ等支給事業（見守りおむつお届け便）	子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、核家族化や地域とのつながりの希薄化による孤立を防ぐため、宅配によるおむつ等の支給に併せ乳児とその家庭の見守りを行う。	子育て支援センター
1才おめでとう訪問	「地域で見守っているよ」というメッセージを伝える目的で、各字の民生委員児童委員により、1才の子育て世帯に絵本のプレゼントを届けると同時に、子育てに関する悩みを聴いたり、見守り支援を行います。	子育て支援センター

② 共生に向けた福祉サービスの推進

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
サービス事業者の育成・参入促進	町内で少ないサービス及び事業提供に向けた、サービス事業者への働きかけを行うとともに、サービスの質を高めるための支援を行います。	保健福祉課
福祉人材確保事業<再掲>	慢性的な介護職員等の人材不足の改善のため、福祉人材確保パンフレットの作成を行うなど、人材確保に努めます。	保健福祉課
福祉のしごと就職フェアの運営（広域）<再掲>	慢性的な介護職員等の人材不足の改善のため、福祉の職場説明会の運営を行います。	保健福祉課

③ 生活困窮者自立支援の充実

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
要保護・準要保護児童生徒援助費	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により就学困難な学齢児童生徒に対して必要な援助を行います。	教育委員会
生活困窮者自立支援	生活困窮者が自立生活できるよう、家計や就労、住まいの確保等に関し個別の支援計画を作成し、継続的な関わりを行います。	社会福祉協議会
生活困窮者等への支援	「福祉事務所未設置町村による相談事業」による生活困窮に関する一次相談や、関係機関と連携した相談支援を行います。	保健福祉課

④ 複合・複雑化する支援ニーズへの対応

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
適応指導教室（子ども成長支援教室「なごみ」）の運営	不登校や引きこもり傾向等、学校に行きづらくなっている小中高生とその保護者を対象に、学校への復帰や将来の自立した生活を見据えた子どもの成長を図るため、個々に応じたカウンセリングや学習支援・生活支援を行います。	子育て支援センター

(2) 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための環境の充実

移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道、子ども連れや高齢者に配慮した施設の整備等、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

災害時や緊急時においては、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。

また、福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるように、利用者ニーズの把握に努め、きめ細やかなサービスを促進します。

成年後見制度の利用促進に関しては、認知症や知的障害等により判断能力が十分でない人が、地域においてその人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に関する知識や制度の普及と啓発に努めます。

再犯防止の取組推進については、犯罪や非行をした者が新たな罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るため、更生保護活動等を通して再犯防止に努めます。



町民一人ひとりの取組み

- 福祉サービスの担い手として地域における福祉活動を行いましょう。
- 地域の防災訓練や自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。
- 災害時の避難の際には、隣近所に声をかけましょう。



地域組織・関係団体の取組み

- 地域で行える住民参加サービスなどの担い手を増やしましょう。
- 災害時に備えて自主防災組織などが中心になり防災訓練を実施しましょう。
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備しましょう。



町の取組み

① 移動支援・買い物支援等の生活支援の確保・充実

【取組】

事業名	内容	担当部署
お買い物送迎	買物に自由に行けない75歳以上の方を対象に、ご自身で買物を楽しんで頂く事を目的に、買物支援ボランティア及び赤十字奉仕団の方の協力のもとお買い物送迎を実施します。	社会福祉協議会
愛のりタクシーによる町民の移動支援	町民の利用ニーズに合わせたダイヤ構成等に努め、愛のりタクシーによる町民の移動を支援します。	企画監理課
外出支援サービス (病院送迎)	一人暮らし高齢者等の健康維持、増進を図るため、地域の医療機関への送迎を行います。 委託先：社会福祉協議会	保健福祉課
訪問生活援助サービス	在宅生活において支援の必要な高齢者に対し、生活援助員を派遣し軽微な日常生活上の援助（買い物・掃除・寝具等大物の日干し等）、健康・栄養管理に関する助言、指導を行います。 委託先：シルバー人材センター	保健福祉課

② バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【取組】

事業名	内容	担当部署
公共施設・設備のバリアフリー化	多目的トイレ、身体障害者用駐車スペースの設置など、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる公共施設を目指します。	建設水道課 総務課

③ 災害時における要配慮者の支援や感染症対策の推進

【取組】

事業名	内容	担当部署
防災訓練	災害ボランティア活動が円滑に行われるように、地域住民や町社会福祉協議会等の関係団体と連携して必要な対策を実施します。	総務課
避難行動要支援者名簿の作成・管理	要支援者の必要な情報や支援者等をあらかじめ把握するため名簿を作成し、管理します。災害時やその恐れがある場合に、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などが、地域の共助によって、安否確認や安心して避難できることをめざします。	保健福祉課
感染症に配慮した地域福祉の推進	ボランティアの担い手や社会参加する住民が安心して活動を続けていけるよう、ICTを活用した交流・見守りなど「新しい生活様式」を取り入れた活動を検討します。	保健福祉課

④ 成年後見制度の利用促進

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
地域福祉権利擁護事業 ～日常生活 あんしんサービス～	自分で判断することが難しく困難を抱える方（認知症高齢者や知的障害等がある方）が、地域で安心して暮らし続けられるように、生活とお金を守るお手伝いをします。	社会福祉協議会
成年後見制度の利用促進	関係機関等との連携を通して、権利擁護に関する知識の普及と啓発、成年後見人等への報酬助成、成年後見申立等の利用支援、相談窓口の周知や制度が必要な方への利用支援を行います。	保健福祉課
権利擁護サポートセンター運営事業（広域）	地域住民等とともに行政、司法、民間等が一体的に連携・協力し、権利擁護支援の必要な人の発見から相談、成年後見制度の運用に関する支援を行います。	保健福祉課

⑤ 再犯防止の取組の推進

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
「社会を明るくする運動」の推進	犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」を通じて再犯防止に関する地域での理解を促進します。	社会福祉協議会
更生保護活動の充実	保護司会等更生保護関係団体への活動支援を通じて、支援者や団体が展開する相談・就労支援等の充実を図ります。また、更生保護関係の支援者・団体と地域組織との連携を図ります。	保健福祉課



(3) 誰もが相談しやすい体制づくり

地域共生社会の理念に基づき、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制づくりをめざす取組を推進します。

様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、専門職の充実と、関係機関等との連携による重層的な支援体制の構築を図り、地域包括支援センターを中心とした相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業の一体的な実施を進めます。

また、生活環境や福祉に関する情報が住民に届くよう、効果的、かつ、多様な情報発信の充実を図ります。



町民一人ひとりの取組み

○広報誌やホームページ、SNSを通じて、相談機関についての情報把握を日頃から心がけましょう。

○隣近所に困っている人がいたら話を聞いてみましょう。



地域組織・関係団体の取組み

○専門的な相談が受けられる体制を整備し、あわせて相談機関の周知を行いましょう。

○事業所では、分野を越えた相談対応ができるよう、専門的な相談員の質の向上に努めましょう。



町の取組み

① 包括的な相談支援体制の充実

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
総合相談支援	高齢者、障害者、外国人、生活困窮者等包括的な相談対応を行います。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携・協力しながら、介護や福祉、認知症のこと等さまざまな相談への対応や支援を行います。	保健福祉課
地域包括支援センター運営事業	高齢者のための総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関やその他関係機関と連携・協力しながら、介護や福祉、認知症のこと等さまざまな相談への対応や支援を行います。	保健福祉課
子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・子育てに関する各種相談に保健師・助産師が応じ、支援が必要な人には個別の支援プランを策定し、継続的・包括的に伴走型の支援を実施します。	保健福祉課
子育て支援センター運営事業	地域の子育て支援の拠点施設として、子育て中の保護者等が交流できる場や、子育てや教育に関する相談ができる場所を設けます。	子育て支援センター
子ども家庭総合支援拠点	子どもが健やかに成長できるよう支援する場所として、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、妊娠、出産、子育てにおいて、安心して生活を送れるよう必要な情報やサービスの提供等を行い、また、関係機関や社会資源と連携を図り、適切な支援に繋がれるよう様々な相談に応じます。	子育て支援センター

② 情報発信力の強化

【 取組 】

事業名	内容	担当部署
子育て情報の発信	広報、ホームページをはじめ、子育てアプリや子育てガイド「キラキラこうら♪」による子育て支援施策や子育て情報を発信します。	子育て支援センター
ホームページ掲載や広報誌発行による情報発信	各種ツールを活用し、多様な福祉サービスや相談窓口などの情報を発信します。	企画監理課 全課

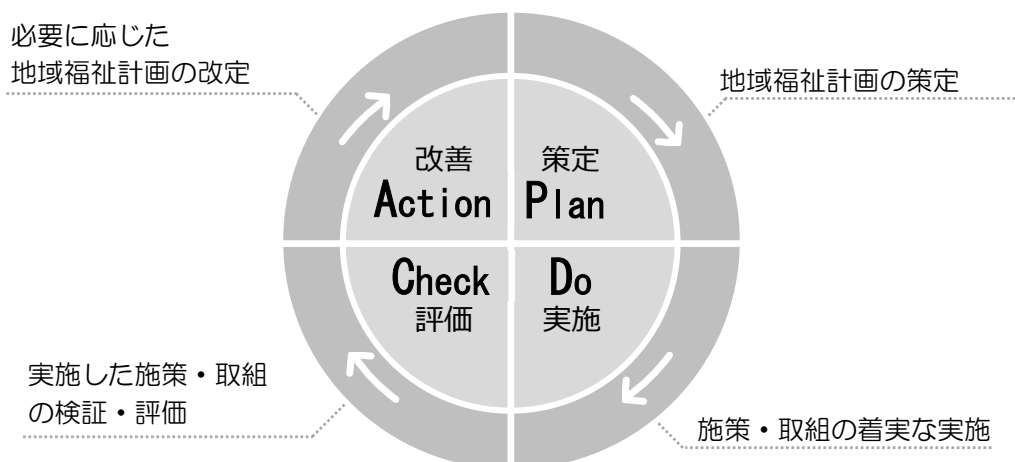


計画の推進

計画の推進については、各施策の主な取組の中で示しているように、町民や地域組織・関係団体、行政といったそれぞれの主体が自助・互助・共助・公助の中で担うべきそれぞれの役割を踏まえ、取組を進めていくとともに、そうした取組を評価・検証するしくみを構築することが重要です。

1 計画の評価・検証

本計画の進捗状況を評価・検証するためのしくみとして「PDCA サイクル」を確立し、計画の策定から実施、評価、改善における一貫性を担保します。



検証・評価を行う上で計画策定からの一貫性を担保するため、甲良町地域福祉計画策定委員会を、評価・検証組織として移行し、計画期間である令和5年度から令和9年度までの計画の取組の推進状況について、適宜検証することとします。

2 地域福祉活動計画との連携

本町が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための両輪であり、相互補完関係のある計画です。

そのため、地域福祉活動計画の策定にあたっては、地域における支えあいの実現に向けて、本計画との整合を図り、より効果的な取組を推進することが求められます。

本計画の策定を受けて、甲良町社会福祉協議会においては、本計画の基本理念や基本目標を実現するために、地域の住民が主体となって取り組む地域活動のより具体的な内容を定める地域福祉活動計画を策定しています。



資料編

1 策定経過

実施年月日	策定経過
令和4年1月5日～ 1月28日	甲良町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査 (対象：18歳以上の町民1,000人)
4月1日～ 4月15日	甲良町地域福祉計画策定のための団体アンケート調査 (対象：町内の地域福祉関係団体55団体)
5月31日	第1回甲良町地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画の策定について ・アンケート調査結果等について
9月7日	第2回甲良町地域福祉計画策定委員会 ・甲良町地域福祉計画の振り返りについて ・甲良町第2期地域福祉計画の骨子について
12月13日	第3回甲良町地域福祉計画策定委員会 ・第2期甲良町地域福祉計画（案）について
令和5年2月8日～ 2月21日	パブリックコメントの実施
3月15日	第4回甲良町地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメントの報告 ・第2期甲良町地域福祉計画（案）について

2 甲良町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○甲良町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成27年10月1日

訓令第32号

(設置)

第1条 甲良町における地域福祉の総合的な構想を策定するため、甲良町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の町長への報告に関すること。
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって構成し、次に掲げる区分に従い、これを代表する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 福祉関係の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から5年後の3月31日までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、議事に関して必要があると認める場合は、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 策定委員名簿

(敬称略)

No.	事業所名	職名	氏名	備考
1	甲良町社会福祉協議会	会長	金田 勝幸	
2	甲良町民生委員児童委員協議会	副会長	上野 芳樹	
3	甲良町民生委員児童委員協議会	副会長	小林 日登美	
4	彦根保護区保護司会甲良分会	分会長	小川 昭雄	
5	社会福祉法人とよさと	総務課課長	吉川 知則	
6	彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	副会長	菅原 幸一	
7	犬上ハートフルセンター	苑長	柏瀬 善彦	副委員長
8	滋賀県社会福祉士会	認定社会福祉士	岡村 明子	委員長
9	湖東健康福祉事務所	次長	竹内 英司	
11	甲良町シルバー人材センター	事務局長	大橋 久和	
12	甲良町老人クラブ連合会	会長	小林 和夫	

4 用語解説

	用 語	解 説
あ 行	アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に訪問して情報・支援を行うこと。
	SNS	“Social Networking Service” の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
	NPO	社会的な活動をする民間の非営利組織。
か 行	核家族	家族形態のひとつで具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す。
	権利擁護	認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援すること。成年後見制度は、その一つである。
さ 行	社会福祉協議会	全国社会福祉協議会の下に都道府県、市町村のそれぞれ行政単位に組織された半官半民の福祉団体。住民の福祉向上を目的とし、調査、総合的企画、連絡・調整、普及・宣伝、人材開発・研修、事業の企画・実施を行う。
	重層的支援体制整備事業	市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業。
	制度の狭間	既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態。
	成年後見制度	財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。
た 行	ダブルケア	子育てと親の介護を同時に行うこと。
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

	用 語	解 説
	地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。
は 行	8050問題	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題。
	バリアフリー	障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。
	避難行動要支援者	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な非難のために特に支援が必要な人。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されている。
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子ども。
	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。「バリアフリー」が既にある障害（バリア）を解消することであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から障害（バリア）を作らないようにすること。

第2期甲良町地域福祉計画

発行 令和5年3月

発行者 甲良町 / 編集 甲良町保健福祉課
〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土357番地1
TEL : 0749-38-5151 FAX : 0749-38-5150